

# 資 料 編

(平成25年5月修正)

# 資料編目次

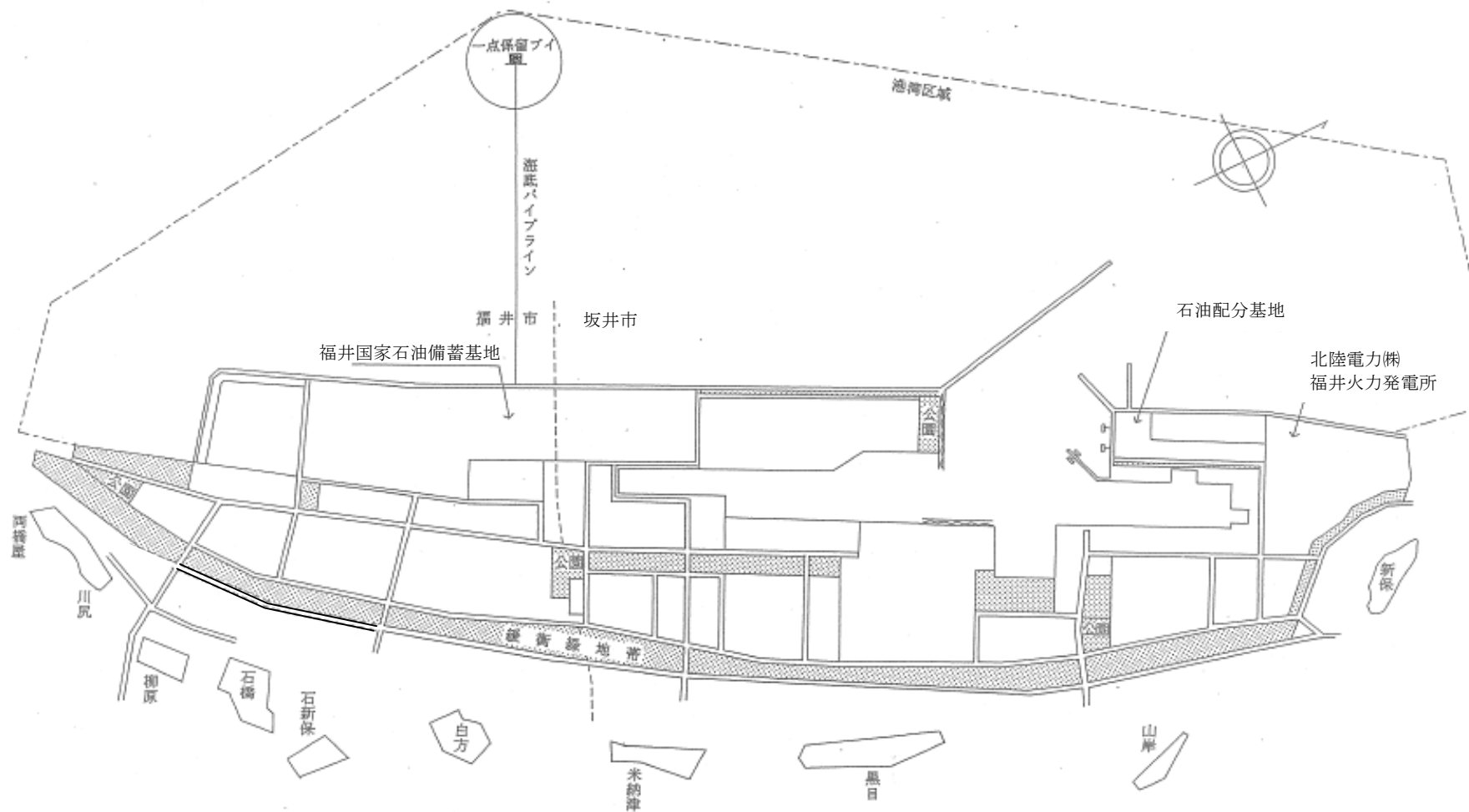
1. 関係機関等連絡先一覧表
2. 特定事業所の配置図
3. 気象観測表（気温、風向・風速、降水量）
4. 福井港港湾施設
5. テクノポート福井進出企業の状況
6. 石油コンビナート災害の種類と特性
7. 福井県石油コンビナート等防災本部条例
8. 福井県石油コンビナート等防災本部内規
9. 福井港災害事故防止対策協議会規約
10. 福井港災害事故防止対策協議会会員名簿
11. 防災資機材等の保有状況
12. 災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）
13. 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（近畿2府7県、関西広域連合）
14. 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会）
15. 福井県広域消防相互応援協定書
16. 福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定書
17. 福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定に関する覚書
18. 船舶火災の消火等に関する嶺北消防組合消防本部と福井海上保安署との業務協定
19. 船舶火災の消火等に関する福井市消防局と福井海上保安署との業務協定
20. 福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内特定事業所の発災時等における相互応援協定書
21. 福井県防災相互通信用無線局
22. 別紙様式1（火災・災害等即報要領第2号様式）
23. 別紙様式2（石油コンビナート等特別防災区域災害事故報告・特定事業所用）
24. 敦賀海上保安部担任海域図
25. 敦賀海上保安部所属巡視船艇一覧表
26. 災害救助法等による救助又はその応援の実施に関する委託協定書
27. 隣接地区避難人口および避難場所一覧表
28. 北陸地区広域共同防災組織に関する協定書
29. 大容量泡放射システムを配備する広域共同防災組織間の相互応援に関する協定書
30. 災害時の応援に関する申し合わせ（近畿地方整備局、福井県）

## 1. 関係機関等連絡先一覧表

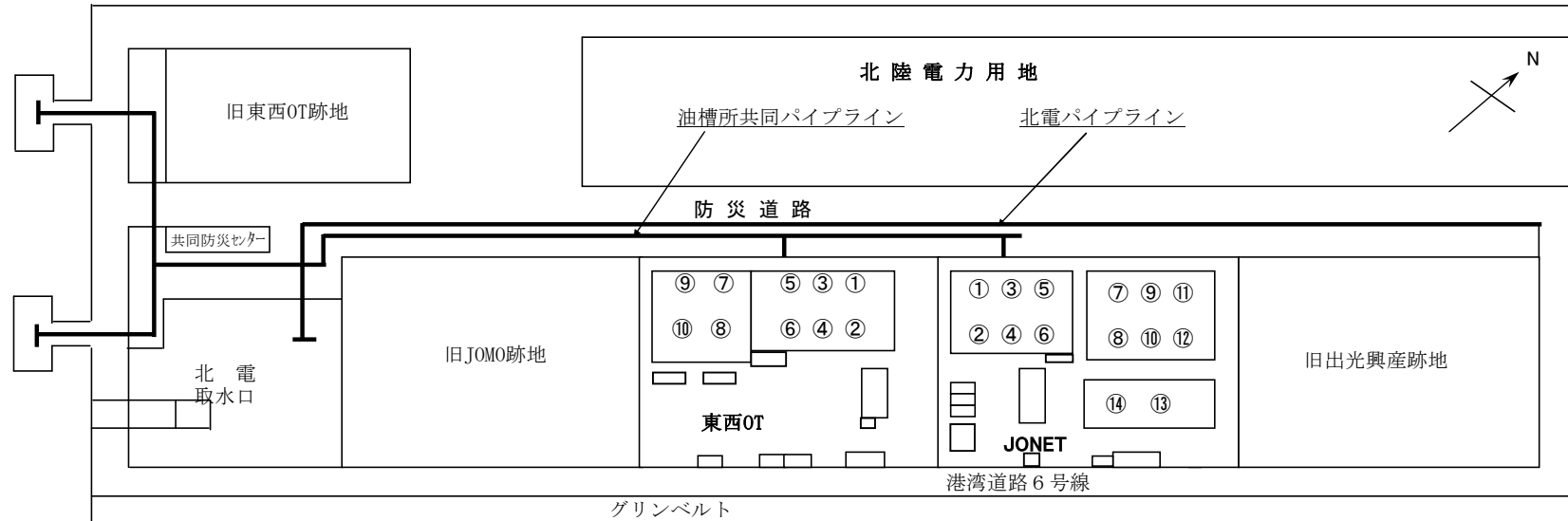
機関名	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
中部管区警察局	広域調整第二課	460-0001	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-951-6000	052-954-8880
	福井県情報通信部	910-8515	福井市大手3-17-1	0776-22-2880 内6077(夜間6005)	0776-22-1156
福井労働局	健康安全課	910-8559	福井市春山1-1-54	0776-22-2657	0776-21-6646
中部近畿産業保安監督部	北陸産業保安監督署	930-0856	富山市牛島新町11番7号	076-432-5580	076-432-0909
中部近畿産業保安監督部近畿支部	保安課	540-8535	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6050	06-6966-6093
北陸地方整備局敦賀港湾事務所	沿岸防災対策室	914-0065	敦賀市松栄町2-43	0770-22-2590	0770-21-8101
近畿地方整備局	防災課	540-0008	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1575	06-6944-4741
近畿地方整備局福井河川国道事務所		918-8015	福井市花堂南2-14-7	0776-35-2661	0776-35-7946
敦賀海上保安部	警備救難課	914-0079	敦賀市港町7-15	0770-22-0191	0770-22-0214
	福井海上保安署	913-0032	坂井市三国町山岸50-2-2	0776-82-4999	0776-82-5321
陸上自衛隊第14普通科連隊	第3科	921-8104	金沢市野田町1-8	076-241-2171 内235(夜間302)	076-241-2171 内213
陸上自衛隊第372施設中隊	中隊本部	916-0001	鯖江市吉江町4-1	0778-51-4675 内223	0778-51-4675 内213
航空自衛隊第6航空団	防衛部防衛班	923-8586	小松市向本折町戊267	0761-22-2101 内231	0761-22-3751
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第3幕僚室	625-8515	舞鶴市余部下1190	0773-62-2250 内2548(夜間2222)	0773-64-3609
自衛隊福井地方協力本部	総務課	910-0017	福井市文京1-17-24	0776-23-1911	0776-23-1904
福井地方气象台	防災業務課	910-0857	福井市豊島2-5-2	0776-24-0069 夜間 24-0009	0776-24-0064 夜間 24-1252
大阪航空局小松空港事務所	管理課	923-0993	小松市浮柳町21	0761-24-0828	0761-22-4632

機関名	担当部署	郵便番号	所在地	電話番号	F A X
福井県警察本部	警備課	910-8515	福井市大手3-17-1	0776-22-2880	0776-28-0193
	坂井西警察署	913-0048	坂井市三国町緑ヶ丘4-15-40	0776-82-0110	0776-82-7423
福井県	危機対策・防災課	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0308	0776-22-7617
	福井港湾事務所	913-0037	坂井市三国町黒目32-2-1	0776-82-1120	0776-82-1291
福井市	危機管理室	910-8511	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5234 夜間 20-5111	0776-20-5235
坂井市	安全対策課	919-0592	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3525 夜間 66-1500	0776-66-4837
福井市消防局	救急救助課	918-8237	福井市和田東2-2207	0776-20-0119	0776-20-3119
	臨海消防署	910-3373	福井市西畑町15-1-1	0776-87-2119	0776-87-2120
嶺北消防組合消防本部	消防課	919-0418	坂井市春江町随応寺17-10	0776-51-0119	0776-51-5209
	嶺北三国消防署	913-0042	坂井市三国町中央1-1-36	0776-82-6119	0776-82-5499
西日本電信電話株式会社福井支店	設備部企画担当	910-8548	福井市日之出2-12-5	0776-20-9332	0776-29-7014
日本赤十字社福井県支部	事業推進課	918-8011	福井市月見2-4-1	0776-36-3640	0776-34-6299
福井県漁業協同組合連合会	総務課	910-0005	福井市大手2-8-10	0776-24-1203	0776-27-5432
北陸電力株式会社福井火力発電所	業務課	913-0031	坂井市三国町新保57-1-6	0776-82-8077	0776-82-7796
東西オイルターミナル株式会社福井油槽所		913-0038	坂井市三国町新保87-4-2	0776-81-3878	0776-82-4810
ジャパンオイルネットワーク株式会社福井油槽所		913-0038	坂井市三国町新保96-1-6	0776-82-3465	0776-82-5406
三国共同防災協議会	東西オイルターミナル株式会社福井油槽所内	913-0038	坂井市三国町新保87-4-2	0776-81-3878	0776-82-4810
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	福井国家石油備蓄基地事務所	910-3133	福井市石新保町38字臨海1番	0776-85-1229	0776-85-1220
福井石油備蓄株式会社福井事業所 (福井国家石油備蓄基地内)	安全環境課	910-3133	福井市石新保町38字臨海1番	0776-85-1339	0776-82-6943

## 2. 特定事業所の配置図



特定事業所の配置図(石油配分基地)



会社名	東西オイルターミナル(榑福井油槽所)			ジャパンオイルネットワーク(榑福井油槽所)			共同パイプライン
区分	タンクNO	油種名	容量	タンクNO	油種名	容量	移送取扱所
屋外タンク貯蔵所	1	レギュラー	3,670.00 kℓ	1	C重油	3,000.00 kℓ	28,000.000 kℓ
	2	ハイオク	1,727.00 kℓ	2	軽油	1,300.00 kℓ	
	3	C重油	3,832.00 kℓ	3	C重油	3,000.00 kℓ	
	4	C重油	3,832.00 kℓ	4	レギュラー	800.00 kℓ	
	5	A重油	3,832.00 kℓ	5	A重油	2,400.00 kℓ	
	6	A重油	3,832.00 kℓ	6	軽油	1,800.00 kℓ	
	7	灯油	3,832.00 kℓ	7	レギュラー	2,200.00 kℓ	
	8	灯油	3,832.00 kℓ	8	ハイオク	2,200.00 kℓ	
	9	軽油	3,832.00 kℓ	9	灯油	2,400.00 kℓ	
	10	レギュラー	3,616.00 kℓ	10	軽油	2,400.00 kℓ	
				11	レギュラー	3,000.00 kℓ	
				12	JP-4	3,000.00 kℓ	
				13	灯油	5,000.00 kℓ	
				14	灯油	5,100.00 kℓ	
	計	35,837.00 kℓ	計	37,600.00 kℓ			
一般取扱所	第一石油類	1,223.00 kℓ	第一石油類	1,422.00 kℓ			
	第二石油類	1,300.00 kℓ	第二石油類	2,300.00 kℓ			
	第三石油類	750.00 kℓ	第三石油類	800.00 kℓ			
	計	3,273.00 kℓ	計	4,522.00 kℓ			
屋内貯蔵所	第一石油類	1.80 kℓ	第一石油類	0.64 kℓ			
			第二石油類	1.44 kℓ			
			第三石油類	0.02 kℓ			
	計	1.80 kℓ	計	2.10 kℓ			
その他	第三石油類	8.00 kℓ				2社総合計	
合計		39,119.80 kℓ		42,124.10 kℓ		貯蔵所計 81,243.90 kℓ	
						Pライン含む 109,243.90 kℓ	

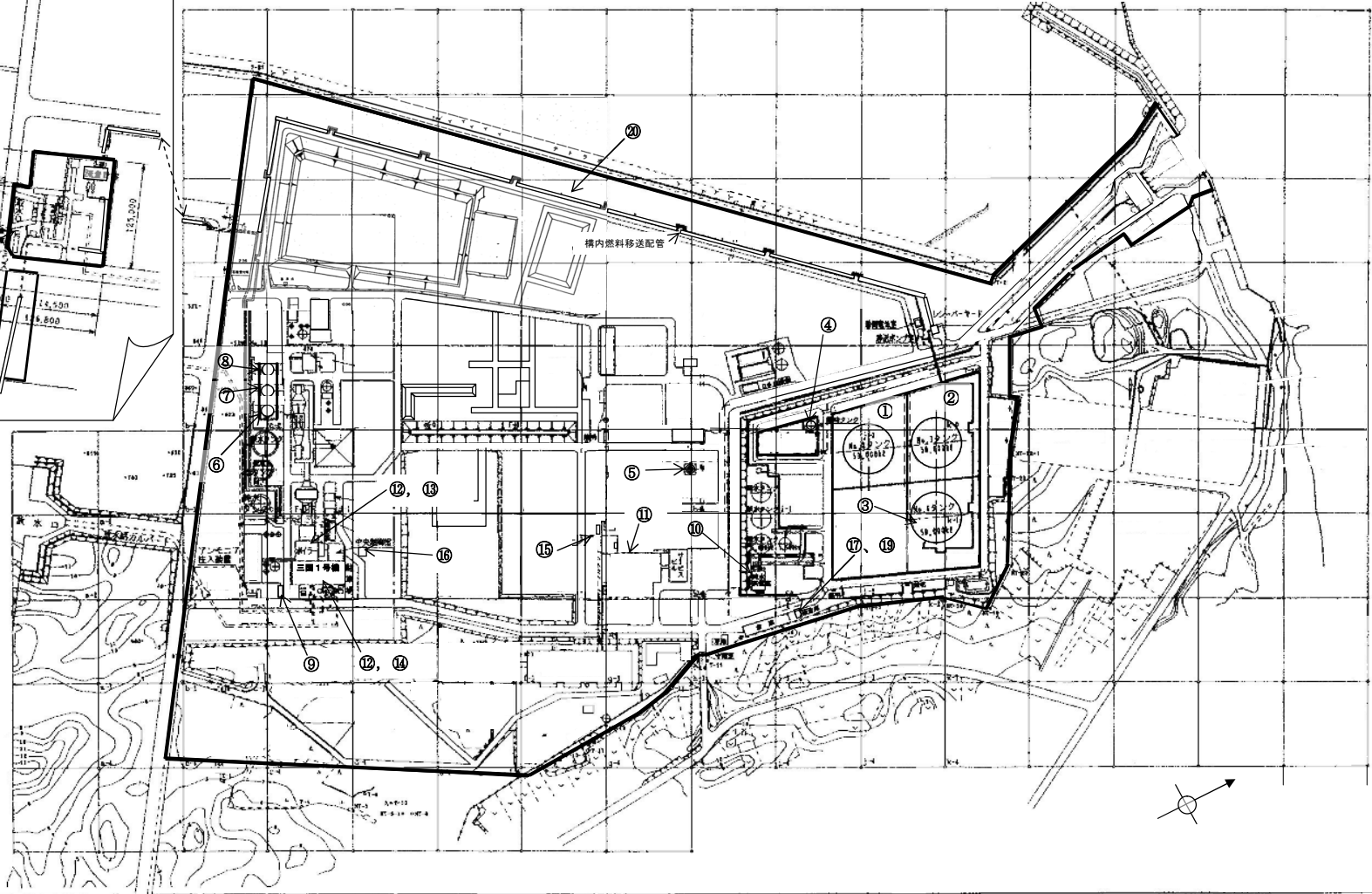
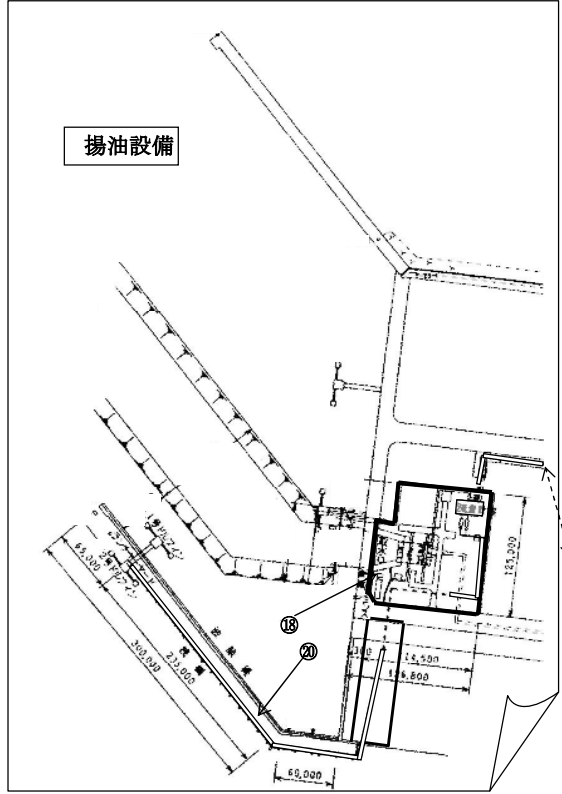
### 特定事業所配置図（北陸電力株式会社 福井火力発電所）

福井火力発電所危険物貯蔵量

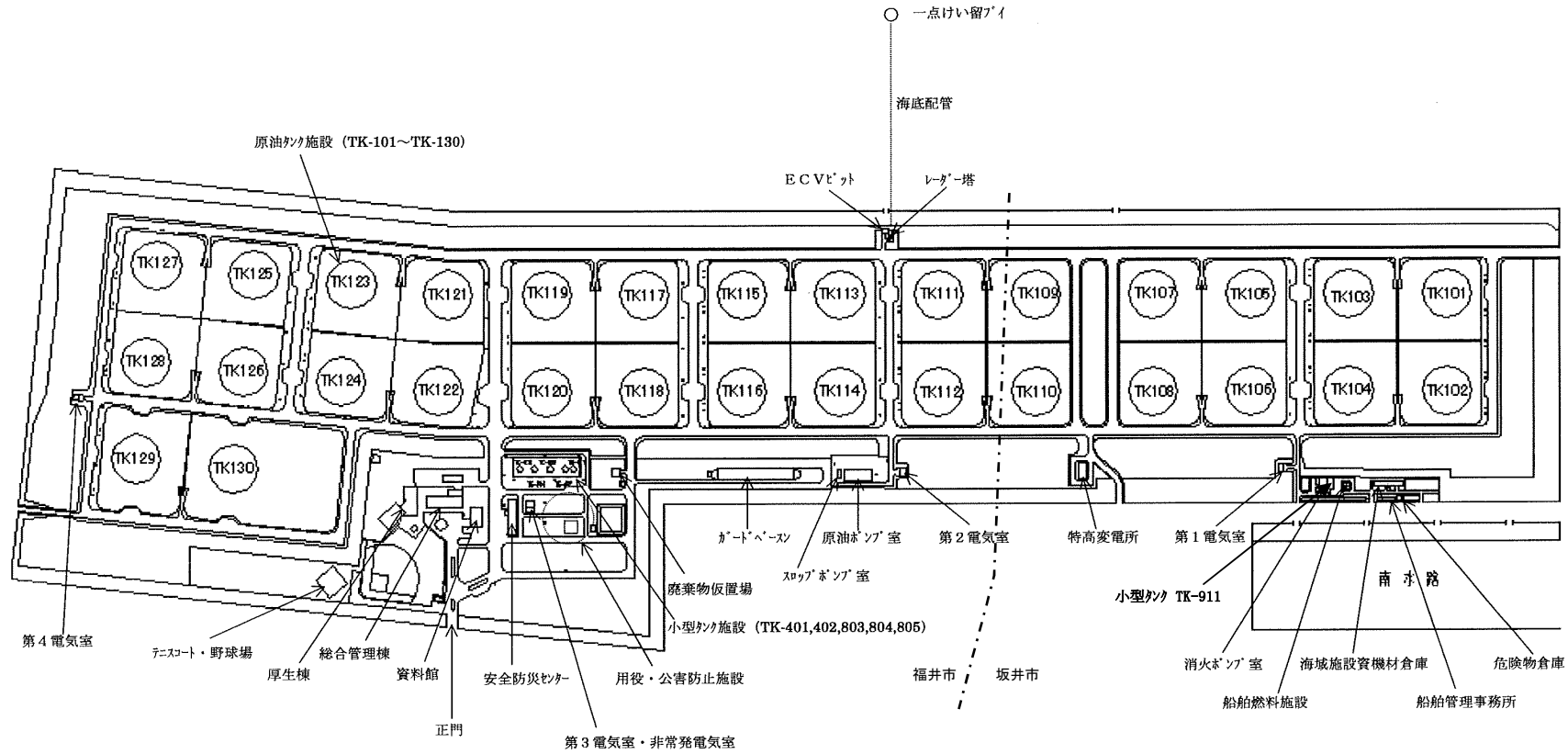
屋外貯蔵所	1	No.2重油タンク	重油	50000.000	kℓ	一般取扱所	11	発電用ディーゼル燃料タンク	軽油	3.792	kℓ	
	2	No.3重油タンク	重油	50000.000	kℓ		12	ボイラ用軽油、発電用ディーゼル燃料	軽油	293.376	kℓ	
	3	No.4重油タンク	重油	50000.000	kℓ		13	ボイラ用重油、燃料添加剤	重油、燃料添加剤	1,691.500	kℓ	
	4	軽油タンク	軽油	480.000	kℓ		14	タービン潤滑油池	タービン油	35.945	kℓ	
	5	No.2軽油タンク	軽油	252.400	kℓ		15	2号所内ボイラ	軽油	26.328	kℓ	
	6	No.1重油サービスタンク	重油	500.000	kℓ		屋外貯蔵所	16	ボイラ燃料添加剤	燃料添加剤	12.000	kℓ
	7	No.2重油サービスタンク	重油	545.600	kℓ			17	シンナー	第4類第2石油類	0.500	kℓ
	8	軽油サービスタンク	軽油	200.000	kℓ		屋内貯蔵所	18	油処理剤	第4類第3石油類	3.000	kℓ
	9	油貯蔵タンク	タービン油	60.000	kℓ			19	タービン油、グリス	第4類第4石油類	3.000	kℓ
	10	消火ポンプ用ディーゼル燃料タンク	軽油	1.000	kℓ		移送取扱所	20	移送用パイプライン他	重油	84,000.000	kℓ
合計									236,114.441	kℓ		



揚油設備



# 特定事業所の配置図(福井国家石油備蓄基地)



(単位:kl)

TK-101	TK-102	TK-103	TK-104	TK-105	TK-106	TK-107	TK-108	TK-109	TK-110	TK-111	TK-112	TK-113	TK-114	TK-115
113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7
TK-116	TK-117	TK-118	TK-119	TK-120	TK-121	TK-122	TK-123	TK-124	TK-125	TK-126	TK-127	TK-128	TK-129	TK-130
113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7	113,829.7
TK-401	TK-402	TK-803	TK-804	TK-805	TK-911	移送取扱所	一般取扱所その他	合計						
530.0	530.0	962.0	962.0	609.0	100.0	216,000.0	7,662.7	3,642,246.7						



### 3. 気象観測表

月別気温 (°C)

三国地域気象観測所

年	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
平成20年	月平均	3.2	2.2	7.4	12.1	16.5	19.5	25.8	25.9	22.0	17.2	10.6	7.1	
	極値	日最高	12.9	12.3	19.5	24.8	29.5	27.5	33.9	33.6	30.7	26.4	21.8	17.8
		日最低	-3.2	-2.6	-1.2	2.1	7.6	12.6	17.4	18.7	11.0	7.4	0.6	-0.1
平成21年	月平均	3.8	5.2	7.1)	11.8	16.6	20.7	24.1	24.4	21.2)	16.5	11.3	6.0	
	極値	日最高	13.6	19.0	22.6)	24.4	26.6)	31.1	32.5	32.8	28.2)	25.9	24.7	14.8
		日最低	-2.4	-1.6	-0.8)	2.4	8.3)	14.1	18.8	16.5	13.3)	8.8	1.4	-1.9
平成22年	月平均	3.6	4.5	6.4	10.2	15.7	21.0	25.7	28.6	23.9	17.5	10.8)	6.4	
	極値	日最高	13.7	19.5	23.8	24.5	28.8	32.1	34.2	38.6	36.8	25.9	20.3)	20.6
		日最低	-2.7	-2.1	-1.4	-1.0	4.9	11.9	20.4	23.3	11.6	5.3	2.5)	-1.4
平成23年	月平均	1.5	4.1	4.9	10.4	16.3	21.8	25.8	26.4	22.9	16.5	12.7	5.2)	
	極値	日最高	7.1	18.0	18.8	25.9	28.3	32.8	33.8	34.9	35.4	27.8	24.5	14.2)
		日最低	-3.8	-3.7	-2.0	-1.0	7.4	13.6	19.1	19.5	11.8	5.0	2.8	-1.7]
平成24年	月平均	2.7	2.2	6.2	12.0	15.9	20.1	25.4	27.7	24.0	17.1	10.0)	4.2	
	極値	日最高	10.6	11.5	20.2	26.9	25.2	30.4	34.5	36.2	33.2	26.2	18.9)	13.8
		日最低	-2.3	-4.6	-2.2	-0.1	4.4	14.9	19.3	19.7	14.9	8.7	-0.3)	-4.4

資料提供：福井地方気象台

月別風向・風速（16方位：m/s）

三国地域気象観測所

年	要素		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成20年	最大	風速	9	11	9	7	8	6	7	7	6	6	9	10
		風向	西	西	西	南南西	南南東	南南東	西	南南東	東北東	南東	西	西北西
	平均風速		2.8	2.6	2.4	2.0	2.2	1.5	1.5	1.7	1.5	1.8	2.5	3.0
	最多風向		南東	南東	南南東	北東	北東	北東	南南東	北東	北東	南東	南南東	南東
平成21年	最大	風速	10	9	10.1)	9.1	9.4)	7.2	6.7	6.9	6.2)	15.8	13.8	15.5
		風向	西	西北西	南東	南南東	南東	南南東	南	北東	北東	北北東	北北東	北西
	平均風速		3.1	2.6	2.4)	2.2	1.8)	1.8	1.8	1.6	1.7)	3.6	4.1	4.8
	最多風向		南東	南東	南南東)	南東	南南東	南南東	南	北東	北東)	南南東	南南東	南南東
平成22年	最大	風速	13.7	15.6	17.0	19.5	15.5	9.4	15.8	12.1	10.4	14.8	15.3)	14.0
		風向	南南東	北西	南南東	南東	南南東	南	南南東	南南東	北東	南南東	北西	西
	平均風速		5.1	5.1	5.2	4.4	4.3	2.6	3.1	3.6	3.5	3.3	4.1)	5.2
	最多風向		南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東)	南南東)
平成23年	最大	風速	15.0	12.2	14.3	18.6	14.5	11.0	10.8	8.0	12.3	12.2	12.0	14.9)
		風向	北北西	北北西	北北西	南南東	南南東	南	南	西	北北東	南南東	北東	北西
	平均風速		5.0	4.5	4.2	4.6	3.8	3.3	3.1	2.7	3.5	3.4	3.9	4.6)
	最多風向		南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東
平成24年	最大	風速	13.3	12.9	13.5	25.8	9.8	13.9	13.7	10.0	17.3	13.3	14.4)	14.2
		風向	北西	北西	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南	南南東	南南東	南南東	南南東
	平均風速		4.6	4.5	4.5	4.7	3.3	3.0	3.3	3.4	3.6	4.0	4.4)	5.3
	最多風向		南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東)	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東)	南南東)

資料提供：福井地方気象台

月別降水量 (mm)

三国地域気象観測所

年	要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成20年	月合計	132	126	145.5	117.0	150.0	126.5	119.5	71.0	162.5	156.0	167.5	196.5
	1時間最大	5	5	7)	4.5	12.0	14.0	37.0	13.0	17.0	18.5	6.5	24.0
平成21年	月合計	211.0	108.5	127.0)	104.0	93.5	175.0	349.5	138.0	53.0)	167.0	255.0	240.0
	1時間最大	7.0)	5.5	8.5)	7.0	9.5)	37.0	26.5	13.0	7.0)	21.5	16.5	17.5
平成22年	月合計	225.0	213.0	194.5	216.5	140.5	144.0	250.5	49.5	279.0	205.5	221.0	415.5
	1時間最大	7.0	9.0	19.0	12.5	6.5	9.5	28.0	12.0	17.0	14.5	13.5	12.0
平成23年	月合計	292.5	92.0	95.5	144.5	444.5	82.5	169.5	138.5	377.5	107.5	178.5	258.0)
	1時間最大	10.5	8.0	5.5	13.0	23.5	15.0	25.5	14.0	21.5	12.0	11.0	7.0)
平成24年	月合計	192.5	121.0	172.0	58.0	96.5	109.5	274.5	120.5	290.5	182.0	255.0)	278.0
	1時間最大	11.0	5.5	7.5	7.5	7.5	8.5	42.5	31.0	49.5	17.0	7.0)	7.0

資料提供：福井地方気象台

観測所住所：坂井市三国町陣ヶ岡 1 6 - 1 3 - 6（東尋坊気象レーダ観測所敷地内）

観測所移設：平成21年9月29日に現在の坂井市三国町平山に移設

\*平成20年3月25日までの降水量は1mm単位です

\*平成21年3月4日から、最高最低気温と最大風速を毎正10分から任意の時分で観測する方法へ変更

\*平成21年3月4日から、風速の最小単位を1m/sから0.1m/sに変更

\*平成21年3月4日から、最大1時間降水量を毎正10分から任意の時分で観測する方法へ変更

データに付加する記号の意味

\*値)は準正常値

品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合。

\*値]は資料不足値

統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

#### 4. 福井港港湾施設

平成 24 年 11 月 1 日現在

区 域	区 分	名 称	概 要					
本港地区	水域施設	中央航路(-14m)	水深	10.0m	延長	770m	幅員	300m
		中央航路(-13m)	〃	10.0m	〃	360m	〃	300m
		-13m泊地	〃	10.0m	面積	409,000 m <sup>2</sup>		
		中央泊地	〃	10.0m	〃	311,000 m <sup>2</sup>		
		北航路泊地-10m	〃	10.0m	〃	161,000 m <sup>2</sup>		
		北泊地-7.5m	〃	7.5m	〃	125,000 m <sup>2</sup>		
		北航路泊地-7.5m	〃	7.5m	〃	153,415 m <sup>2</sup>		
		-4m物揚場泊地	〃	4.0m	〃	11,500 m <sup>2</sup>		
	船だまり泊地	〃	4.0m	〃	21,500 m <sup>2</sup>			
	外 かく 施 設	南防波堤	延長	1,629m				
		北防波堤	〃	311m				
		波除堤	〃	358m				
		AB 護岸	〃	1,898m				
		北電外海護岸	〃	277m	(民間)			
		北護岸	〃	496m				
消波護岸		〃	500m					
F 護岸		〃	2,347m					
E 護岸		〃	2,498m					
F 地区南護岸		〃	415m					
南水路護岸		〃	1,616m					
内港護岸		〃	193m					
北水路-7.5m護岸		〃	30m					
E 護岸離岸堤 I	〃	200m						
E 護岸離岸堤 II	〃	200m						
北防砂堤	〃	300m						
け い 留 施 設	北 1 号岸壁	水深	10.0m	延長	185m			
	北 2 号岸壁	〃	10.0m	〃	185m			
	北 3 号岸壁	〃	10.0m	〃	185m			
	北 4 号岸壁	〃	7.5m	〃	130m			
	北 5 号岸壁	〃	7.5m	〃	130m			
	北 6 号岸壁	〃	7.5m	〃	130m			
	北 7 号岸壁	〃	7.5m	〃	130m			
	北 8 号岸壁	〃	7.5m	〃	130m			
	北-5.5 岸壁	〃	5.5m	〃	180m			
	北 10 号岸壁	〃	7.5m	〃	150m			
	古河岸壁	〃	10.0m	〃	300m(民間)			
	公共ドルフィン	〃	7.5m	〃	188m			
	石油 1 号ドルフィン	〃	7.5m	〃	138m(民間)			
	北電 1 号ドルフィン	〃	7.5m	〃	133m(民間)			
	北電 2 号ドルフィン	〃	7.5m	〃	157m(民間)			
	北耐震岸壁 I	〃	5.5m	〃	117m			
	-4.0m物揚場	〃	4.0m	〃	250m			
	北水路船揚場	〃	4.0m	〃	115m			
	船だまり物揚場 I	〃	4.0m	〃	160m			
	船だまり物揚場 II	〃	4.0m	〃	100m			
北-3m物揚場	〃	3.0m	〃	320m				

区 域	区 分	名 称	概 要				
	荷さばき 施 設	北 1 号荷さばき地	面積	8,250 m <sup>2</sup>			
		北 2 号荷さばき地	〃	5,800 m <sup>2</sup>			
		北 3 号荷さばき地	〃	9,218 m <sup>2</sup>			
		北 4 号荷さばき地	〃	7,888 m <sup>2</sup>			
		北 5 号荷さばき地	〃	7,245 m <sup>2</sup>			
		北 6 号荷さばき地	〃	7,550 m <sup>2</sup>			
		北 7 号荷さばき地	〃	7,582 m <sup>2</sup>			
		北 10 号荷さばき地	〃	6,150 m <sup>2</sup>			
		北 11 号荷さばき地	〃	20,750 m <sup>2</sup>			
		北 12 号荷さばき地	〃	15,945 m <sup>2</sup>			
		北 15 号荷さばき地	〃	7,548 m <sup>2</sup>			
		北 1 号上屋	〃	1,500 m <sup>2</sup>			
		北 2 号上屋	〃	1,500 m <sup>2</sup>			
	保管施設	北 1 号野積場	面積	15,568 m <sup>2</sup>			
		北 2 号野積場	〃	13,254 m <sup>2</sup>			
		北 3 号野積場	〃	19,425 m <sup>2</sup>			
		北 4 号野積場	〃	14,287 m <sup>2</sup>			
		北 5 号野積場	〃	13,100 m <sup>2</sup>			
		北 6 号野積場	〃	13,680 m <sup>2</sup>			
		北 7 号野積場	〃	13,707 m <sup>2</sup>			
		北 8 号野積場	〃	28,020 m <sup>2</sup>			
		北 9 号野積場	〃	7,469 m <sup>2</sup>			
		北 10 号野積場	〃	11,250 m <sup>2</sup>			
		東西オイルターミナルタンク	10 基	(民間)			
シヤハンオイルネットワークタンク	10 基	(民間)					
福井火力タンク	4 基	(民間)					
福井埠頭倉庫	面積	1,500 m <sup>2</sup> (民間)					
	臨港交通 施 設	臨港 1 号道路	延長	498m	幅員	10.0m	アスファルト舗装
		臨港 2 号道路	〃	1,740m	〃	6.5~13.0m	〃
		臨港 3 号道路	〃	860m	〃	13.5~18.0m	〃
		臨港 4 号道路	〃	625m	〃	13.0m	〃
		臨港 5 号道路	〃	2,288m	〃	6.5m	〃
		臨港 6 号道路	〃	967m	〃	13.0m	〃
		臨港 7 号道路	〃	1,867m	〃	13.0m	〃
		臨港 8 号道路	〃	1,780m	〃	6.5m	〃
		臨港 9 号道路	〃	3,289m	〃	25m	〃
		北埠頭 1 号道路	〃	155m	〃	6.5m	〃
		北埠頭 2 号道路	〃	155m	〃	6.5m	〃
		北埠頭 3 号道路	〃	155m	〃	6.5m	〃
		北埠頭 5 号道路	〃	312m	〃	10.5m	〃
		北埠頭 7 号道路	〃	120m	〃	10.0m	〃
		北埠頭 8 号道路	〃	120m	〃	10.0m	〃
		北埠頭 9 号道路	〃	117m	〃	6.5m	〃
		西部 1-334 号線	〃	233m	〃	13.0m	〃
		西部 1-335 号線	〃	297m	〃	13.0m	〃
		西部 1-336 号線	〃	1,540m	〃	13.0m	〃
		西部 1-338 号線	}〃	1,455m	〃	13.0m	〃
西部 1-339 号線							

区 域	区 分	名 称	概 要					
		新保 29 号線	〃	445m	〃	10.0m	〃	
		新保 30 号線	〃	395m	〃	13.0m	〃	
		浜四郷 48 号線	〃	154m	〃	13.0m	〃	
		浜四郷 49 号線	〃	465m	〃	13.0m	〃	
		防災道路 1 号	}	〃	1,326m	〃	20.0m	〃
		防災道路 2 号						
		E 護岸管理道路	〃	2,484m	〃	8.25~9.95m	〃	
	F 護岸管理道路	〃	2,353m	〃	9.95m	〃		
	船舶役務 用 施 設	北ふ頭給水施設 北ふ頭給油施設 厳龍（曳船）	21 基 1 基 総トン数 237 t（民間）最大出 3600PS 放水能力 6000ℓ/分					
	港湾環境 整備施設	港湾環境緑地 海岸緑地	面積 18,436 m <sup>2</sup> 〃 53,699 m <sup>2</sup>					
航行補助 施 設	福井港南防波堤灯台 福井港北防波堤灯台	光度 63 カンデラ（海上保安庁） 〃 3,400 カンデラ（海上保安庁）						
三 国 港 地 区	水域施設	三国港航路(-5.5m)	水深	5.5m	延長	1,240m	幅員	100m
		〃 (-4.0m)	〃	4.0m	〃	200m	〃	90~100m
		〃 (-3.5m)	〃	3.5m	〃	870m	〃	40~90m
		〃 (-2.0m)	〃	2.0m	〃	330m	〃	35~40m
		漁連前泊地	〃	5.5m	面積	6,300 m <sup>2</sup>		
		宿-2.0m泊地	〃	2.0m	〃	9,300 m <sup>2</sup>		
		宿-4.0m泊地	〃	4.0m	〃	3,500 m <sup>2</sup>		
		宿-2.0m泊地Ⅱ	〃	2.0m	〃	650 m <sup>2</sup>		
		宿-2.0m泊地Ⅱ-2	〃	2.0m	〃	2,100 m <sup>2</sup>		
		-3.0m物揚場泊地	〃	3.0m	〃	12,000 m <sup>2</sup>		
		滝谷-4.0m泊地	〃	4.0m	〃	9,100 m <sup>2</sup>		
		下真砂-4.0 m泊地	〃	4.0m	〃	5,700 m <sup>2</sup>		
		堅-3.5m泊地	〃	3.5m	〃	11,500 m <sup>2</sup>		
		米ヶ脇-2.0m泊地	〃	2.0m	〃	2,500 m <sup>2</sup>		
		ヨット-1.0m泊地	〃	1.0m	〃	1,400 m <sup>2</sup>		
		北本町-3.5m泊地	〃	3.5m	〃	8,700 m <sup>2</sup>		
		南本町-2.0m泊地	〃	2.0m	〃	7,000 m <sup>2</sup>		
	外 か く 施 設	三国防波堤	延長	927m				
		米ヶ脇第 1 防波堤	〃	53m				
		〃 第 2 〃	〃	112m				
		新保防砂堤	〃	220m				
		新保導流堤	〃	336m				
		米ヶ脇護岸Ⅱ	〃	154m				
		米ヶ脇護岸Ⅲ	〃	186m				
		米ヶ脇 1 号離岸堤	〃	70m				
		米ヶ脇 2 号離岸堤	〃	70m				
		米ヶ脇 3 号離岸堤	〃	140m				
新保護岸(Ⅱ)	〃	50m						
米ヶ脇護岸	〃	72m						
片苔崎護岸(Ⅰ)	〃	27m						
片苔崎護岸(Ⅱ)	〃	38m						

区 域	区 分	名 称	概 要
		特殊堤防	〃 1,018m
		水制工	〃 1,189m
		海浜護岸	〃 470m
	荷さばき 施 設	漁連上屋Ⅰ 漁連上屋Ⅱ	} 面積 905 m <sup>2</sup> (県漁連)
	保管施設	漁連倉庫 倉庫(4棟) 宿野積場 米ヶ脇野積場Ⅰ 〃 Ⅱ 玉谷重油タンク	面積 1,036 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造 (県漁連) 〃 1,330 m <sup>2</sup> (民間) 〃 8,106 m <sup>2</sup> 〃 1,775 m <sup>2</sup> 〃 1,072 m <sup>2</sup> 1基 (民間)
	臨海交通 施 設	三国サンセットビー チ駐車場	面積 9,933 m <sup>2</sup>
	船舶役務 用 施 設	給油施設 給水施設	3基 (県漁連、民間) 5基 (県漁連)
	港湾環境 整備施設	港湾緑地三国サンセ ットビーチ	面積 12,833 m <sup>2</sup>
	航行補助 施 設	三国港防波堤灯台 三国港防波堤南西方 照射灯 三国漁業無線局 ケカチ岩標識 三国ヨットハーバー標識	光度 240カンデラ (海上保安庁) 〃 26,000カンデラ (海上保安庁) 漁業無線送受信機 3基 (漁協) 赤色常時点燈 A型標識灯 白色緑光
	けい留 施 設	漁連前さん橋 小型船さん橋 堅さん橋 宿-2.0m物揚場 宿-4.0m物揚場 滝谷物揚場 下真砂物揚場 米ヶ脇物揚場 専用係船物揚場 宿-2.0m物揚場Ⅱ 汐見物揚場 宿船揚場 米ヶ脇船揚場 北本町さん橋 南本町さん橋Ⅰ 〃 Ⅱ 宿さん橋 福井港九頭竜川ボー トパーク	水深 5.5m 延長 82m 〃 2.0m 〃 73m 〃 3.5m 〃 376m 〃 2.0m 〃 95m 〃 4.0m 〃 80m 〃 4.0m 〃 225m 〃 4.0m 〃 200m 〃 2.0m 〃 50m 〃 4.0m 〃 551m 〃 2.0m 〃 40m 〃 2.0m 〃 274m 〃 2.0m 〃 21m 〃 1.0m 〃 41m 〃 3.5m 〃 300m 〃 2.0m 〃 100m 〃 2.0m 〃 240m 〃 2.0m 〃 60m 〃 3.0m 〃 394m



## 5. テクノポート福井進出企業の状況

平成24年11月1日現在

	企業名	本社	製品名	操業年月
1	北陸電力(株)	富山	火力発電 25万KW	昭48.1
2	古河スカイ(株)	東京	アルミ圧延	昭58.5
3	JX日鉱日石エネルギー(株)	東京	石油配分基地	昭53.12
4	昭和シェル石油(株)	東京	石油配分基地	昭55.9
5	コスモ石油(株)	東京	石油配分基地	—
6	出光興産(株)	東京	石油配分基地	—
7	宇野酸素(株)	福井	液体酸素・窒素	昭55.3
8	敦賀セメント(株)	福井	コンクリート製品	平4.6
9	大研化学製造販売(株)	大阪	導電塗料	平元.6
10	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	東京	国家石油備蓄基地	昭61.6
11	小野薬品工業(株)	大阪	医薬品	昭60.4
12	丸杉福井鋼材(株)	福井	鉄鋼材加工	昭59.4
13	協和電線(株)	大阪	IC用電線	昭58.12
14	福井山田化学工業(株)	京都	感圧色素・中間物	昭60.6
15	(株)淀川製鋼所	大阪	家庭用器物	平2.7
16	新中村化学工業(株)	和歌山	合成樹脂改質剤等	昭61.6
17	三和化工(株)	京都	発泡ポリエチレン	平元.9
18	(株)マスタースチール	福井	鉄屑・鋼材の加工品	昭61.10
19	太陽工業(株)	大阪	大型膜面テント倉庫	平元.5
20	(株)大阪合金工業所	福井	銅合金・非鉄合金	昭62.11
21	三星化学工業(株)	東京	染顔料中間物	昭63.10
22	(株)田中化学研究所	福井	金属塩類	昭63.9
23	淀化学(株)	京都	医薬中間物樹脂原料	昭63.12
24	大道製薬(株)	大阪	燐化合物	平3.4
25	日本純良薬品(株)	大阪	医薬・染料等中間体	平元.4
26	敷島アルミニウム(株)	大阪	アルミ二次合金地金	平2.3
27	日本真空包装機械(株)	大阪	塩ビ透明ケース	平元.4
28	光生アルミニウム工業(株)	愛知	アルミホイール	平2.11
29	新日本理化(株)	京都	シャンプー、リンス	平2.3
30	五二化学工業(株)	和歌山	染料中間物	平3.2
31	(株)三星化学研究所	京都	医薬品中間物・染料	平2.10
32	セーレン(株)	福井	ハイファッション高級デザイン製品	平2.10
33	旭化学工業(株)	大阪	硫化染料・中間物	平3.4
34	セーレン電子(株)	福井	高性能繊維機械	平4.6
35	スガイ化学工業(株)	和歌山	農薬・医薬品中間物	平4.3
36	(株)三景	東京	合繊織物	平8.5
37	シプロ化成(株)	福井	紫外線吸収剤・安定剤	平3.3
38	大同化成工業(株)	大阪	合成樹脂溶剤	平3.9
39	山本化学工業(株)	和歌山	医薬品原料物	—
40	太陽鉱工(株)	兵庫	希土類化合物	平12.10

	企業名	本社	製品名	操業年月
41	キャノンファインテック(株)	埼玉	OA機器用情報用紙	平5.3
42	ニチジュン化学(株)	大阪	医薬品中間物	平5.9
43	大八化学工業(株)	大阪	塩ビフィルム等可塑剤	平5.9
44	(株)成和化成	大阪	化粧品原料	平4.4
45	互応化学工業(株)	京都	繊維用糊剤・油剤	平4.10
46	小西化学工業(株)	和歌山	染料中間物・樹脂中間物	操業予定
47	カルゴンカーボンジャパン(株)	東京	活性炭再生	平6.1
48	(株)桜川ポンプ製作所	大阪	水中ポンプ	平4.12
49	吉岡幸 (株)	福井	鋼材・機械	平9.6
50	根岸運送(株)	和歌山	硫酸希釈	平5.10
51	(株)ネギシ	福井	硫酸希釈	平5.10
52	岡本木材(株)	福井	木材加工	－
53	(株)三国	福井	鋼材加工	平11.7
54	ペトロケミカルス(株)	大阪	合成樹脂・溶剤	平5.5
55	サンヨーファイン(株)	大阪	医薬品原料・中間物	平9.9
56	日本シイエムケイ(株)	東京	プリント配線板	－
57	大阪塗料工業(株)	大阪	合成樹脂塗料	平7.11
58	三菱電線工業(株)	東京	高周波ケーブル	平7.6
59	ダイトケミックス(株)	大阪	半導体等原料	平10.5
60	中央合成化学(株)	大阪	合成染料	平9.9
61	塩野フィネス(株)	大阪	合成香料	平10.4
62	(株)SINDO	福井	服飾副資材	－
63	(株)ヤマトセラ	愛知	研磨・粉碎用セラミックス	平12.3
64	日本エコカ工業(株)	福井	使用済自動車の解体・リサイクル	平16.2
65	大東化成工業(株)	大阪	有機・無機顔料	平16.4
66	第一稀元素化学工業(株)	大阪	ジルコニウム化合物	平18.10
67	ファーストウッド(株)	福井	木材の販売・加工	平18.12
68	吉野石膏(株)	東京	石膏ボード	操業予定
69	信越化学工業(株)	東京	レア・アース酸化物	平20.7
70	山崎金属産業(株)	東京	アルミ製品加工	平20.12
71	日東紡績(株)	東京	織物・編物の染色加工	平21.7
72	安積濾紙(株)	大阪	工業用途のフィルタ(濾紙)	平24.4
	合計	立地 72社		

## 6. 石油コンビナート災害の種類と特性

### (1) 爆発

#### 爆発火災

- ア 爆発は一般的に「爆音と発光を伴い、化学反応又は物理化学的な変化に起因して起こる急激な圧力上昇現象である。」といえる。
- イ 爆発により発生する圧力は、数 10 気圧、温度 1,000°C 以上にも達し、容器内等で起これば相当の破壊力を有する。
- ウ ガソリン、ナフサ等の可燃性蒸気と空気等の支燃性ガスとの一定混合気は発火源さえあれば容易に爆発を起こす。
- エ 石油タンクや付属設備の火災は、まず爆発が起こり、二次的にタンク等が炎上するケースが極めて多く、タンク、配管等を破壊させ一挙に大規模火災を招く危険性が大きい。特に固定屋根式タンクにあつては、屋根接合部が放爆構造されていることから、爆発により屋根部分が破壊され飛ぶ危険性がある。
- オ 爆発は、可燃性蒸気による気相爆発に限らず、自己反応性物質の爆発、ボイラー等による水蒸気爆発等の凝相爆発も知られている。

### (2) 火災

#### ア 火災の種類別

##### (ア) タンク火災

タンク火災は、タンクの形式、規模、貯蔵する内容物、あるいは気象状況等により種々の様相を呈するものであるが、一般に、可燃性液体の自由表面での燃焼現象であることから、燃焼速度が速いこと、大規模な流出火災、ボイルオーバー、スロップオーバー等の発生する可能性もある。

##### ・燃焼速度（液面の降下速度）

タンク径 1 m 以上の火災では、ガソリン 4.8 mm/分、原油 3.1 mm/分、多くの可燃性液体は 2~5 mm/分程度

##### ・火炎伝播速度（一端着火した火が液面に沿って広がる速度）

無風時の石油類で最大値は 1~3m/秒程度

##### ・火炎温度

拡散炎の場合、油の種類によらず 1,400~1,500°C 程度

##### ・放射熱

放射熱は火災の大きさ、火災からの放射発散度によって定まり、その大きさは火炎からの受熱面までの距離の 2 乗に反比例し減少する。また、火炎の伸縮、風による傾き等により大きく変動するので注意を要する。

##### a 浮き屋根式タンクのリング火災

浮き屋根式タンク火災においては、火災や地震動により浮き屋根が破壊され浮力を失い油

面下に沈没する等のケース以外は、タンク外周に沿って浮き屋根と側板との隙間にある油面が燃焼するリング火災がもっとも通常の火災形態である。

リング火災においては、タンク周囲に沿って、火炎の幅は数 10 cm、火炎の高さもせいぜい 1m 程度であり、せき板のところまで燃焼面が拡大しても火炎幅は 2m 程度、高さも 3～4m であり、容易にタンクに接近可能であり、一挙鎮滅を図ることができると考えられる。

#### b 固定屋根式浮き蓋付きタンク火災

爆発や火災時の火炎等により浮き蓋が破損し、浮力がなくなり油面下に沈没する場合以外はリング火災の形態をとるが、この形式のタンクで通常用いられている浮き蓋の構造から、タンク内部における火炎の影響により浮き屋根式タンクと比較し、タンク上面全面火災に移行する危険性が高いと考えられる。

#### (イ) タンク上面全面火災

- ・ タンクの屋根が全壊し、油面の全面が火災になった場合、空気の供給が十分であれば、火炎の高さは無風状態でタンクの直径の 1.2～1.7 倍（直径 20m～100m のタンクの場合）程度になると言われている。したがって、このような状態で燃焼が長時間継続すれば、油面より上方のタンク側板は、高熱により軟化して内部へ湾曲し、放置すればタンク壁面の高さは液面の高さの減少につれて次第に低下する。
- ・ コーンルーフ型及びドームルーフ型タンクの火災においてタンク上面が全面的に破損した場合や浮き屋根式タンクの浮き屋根が火災や地震動により損傷し油面下に沈み込んだ場合、タンク上面全面火災が起こり得る可能性がある。

#### (ウ) 防油堤内全面火災

- ・ 防油堤内全面火災時には、防油堤の形状、タンクと防油堤との位置関係等により接近可能距離も各方向により大きく変化する。

#### (エ) タンク上面防油堤内同時全面火災

- ・ 前記のタンク上面全面火災及び防油堤内全面火災が併発した時の火災形態で早期に消火活動に入らないと隣接タンクが延焼することとなる。

#### (オ) 搭槽類、送油管の関連設備火災

- ・ 石油類を大量に貯蔵、取り扱う設備においては、タンクヤードの火災よりはむしろ関連設備からの火災の方が多く発生している。
- ・ 搭槽類、送油管等から可燃性液体及び気体が漏洩、流出し引火した場合、爆発や爆ごう（デトネーション）を伴うことがきわめて多く、これにより一挙に大災害に発展するおそれが多い。また、石油タンク火災と異なり防油堤もなく、流出した油等は短時間で広範囲に拡散する危険性があり、隣接して種々の設備装置が配置されているケースも多く、消火活動時、他への延焼阻止にも留意することが大切である。

### イ 火災の特性

#### (ア) ボイルオーバー

タンク内の油表面に形成された高温度部分いわゆる高温層が、火災継続時間の経過とともに底部方向に降下拡大し、底部に溜っている水あるいは水分の多い油槽に達し、水分を急激に沸騰させる。このとき上層部の油を多量に大気中へ飛散させることにより、これに着火した噴霧燃焼を起こすために、爆発的様相を呈し、火災が貯蔵タンク周辺に大規模に拡大する。これをボイルオーバーという。

#### (イ) スロップオーバー

原油、重油などの火災時に、油表面に放水が行われた場合、降雨があった場合、ときには泡消火が行われた場合などに、水分が表面近くの油層内で気化することにより油が泡状になり溢流することをいう。ボイルオーバーに比べれば、穏やかな現象であるが、溢流した油がタンク周辺で燃えるため火災は拡大することになる。これをスロップオーバーという。

#### (ウ) ファイアーボール

塔槽類等の容器内の可燃性液体、液化ガスが火災により過熱され、内部圧力が急上昇し容器を破り気化した時点で着火したとき、火炎の塊が吹き出す現象が生じ、これをファイアーボールという。

#### ア 陸上における油流出

- ・ 油の流出方向、範囲、流速については地形、工作物等の配置状況、油の種類等により大幅に変化する。
- ・ 陸上における引火性油の流出時の危険の掌握については、風下側及び低所に重点をおいた可燃性ガスの実測結果によるが、引火及び中毒の危険範囲はガソリン、原油の場合は爆発下限界の  $1/4 \sim 1/2$  をとるのが妥当である。

#### イ 水面上における油流出

- ・ 静水面上に油が流出した場合、流出地点を中心に円形に拡散し、流水上の場合は長円又は長方形に広がる。流水上にあっても石油の流出速度が大ききとき又は水の流れが遅い時は、ほぼ円形状に広がるが円の中心は流れに沿って移動する。
- ・ 水面上に流出した油は、静水面上においては主として風により支配され拡散するが、海上の場合、油の移動速度は風と同じ方向に風速の  $3 \sim 4\%$  程度といわれ、風及び潮流の影響を大きく受け移動拡散する。

## 7. 福井県石油コンビナート等防災本部条例

昭和51年10月12日  
福井県条例第31号

(趣旨)

**第1条** この条例は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下「法」という。)第28条第9項の規定に基づき、福井県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員および専門員)

**第2条** 法第28条第5項第4号および第9号に掲げる者をもって充てる本部員の定数は、それぞれ10人および7人とする。  
2 法第28条第5項第9号に掲げる者をもって充てる本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。  
3 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

**第3条** 防災本部に、幹事30人を置く。  
2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関または特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。  
3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員および専門員を補佐する。

(部会)

**第4条** 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき本部員および専門員は、本部長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれを充てる。  
4 部会長は、部会の事務を掌理する。  
5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(その他)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 8. 福井県石油コンビナート等防災本部内規

(目的)

**第1条** この内規は、福井県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年福井県条例第31号）第5条の規定に基づき福井県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部長代理)

**第2条** 本部員である福井県副知事は、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

**第3条** 本部員の招集は、本部長が行なう。

2 本部員招集の通知には、日時・場所および議題を付記しなければならない。

(代理出席)

**第4条** 本部員は、やむを得ない事情により本部会議に出席出来ないときは、その代理者を出席させることができる。

2 本部員および代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を本部長に届け出なければならない。

(防災本部会議)

**第5条** 防災本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部員をもって構成する。

3 本部会議は、過半数以上の本部員が出席しなければ開くことができない。この場合前条第1項の代理出席者は本部員とみなす。

(専決処分)

**第6条** 本部長は、本部会議が成立しないとき、本部員を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により本部員を招集することができないときは、本部長が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 前項の規定により本部長が専決処分することができる事項は、別記のとおりとする。

3 本部長は、第1項の規定により専決処分をしたときは、次の本部会議に報告し、承認を求めなければならない。

(異動等の報告)

**第7条** 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第5項第1号より第3号までおよび第8号より第9号の本部員が異動等により変更があった場合は、後任者はその職氏名および異動年月日をすみやかに報告しなければならない。

附 則

この内規は、昭和52年9月14日より適用する。

## 別 記

- 一 福井県石油コンビナート等防災計画に基づきその実施を推進すること。(法 27)
- 二 防災に関する調査研究を推進すること。(法 27)
- 三 防災に関する情報の収集および関係者に伝達すること。(法 27)
- 四 災害応急対策および災害復旧に関し関係機関等相互の連絡調整を図ること。(法 27)
- 五 石油コンビナート等現地防災本部に対する災害応急対策の実施に関する必要な指示。(法 27)
- 六 災害発生時における国の行政機関および他の都道府県との連絡。(法 27)
- 七 福井県石油コンビナート等防災計画の軽微な修正または資料編の修正に関すること。



## 9. 福井港災害事故防止対策協議会規約

### (目 的)

- 第1条 この会は、福井港及び隣接海域の災害を予防し、又は災害が発生した場合に、会員がそれぞれの立場に応じた相互連携、所要の協力、迅速かつ的確な活動を行うことにより、船舶等の安全を確保することを目的とする。
- 2 本会は、大量の油及び有害液体物質等の流出事故が発生した場合の防除活動に関して、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号、以下「法」という。）第43条の6第1項の協議会として活動する。
- 3 前項の活動を行なう場合は、法第43条の6第1項の規定に基づく福井・京都・兵庫北海域排出油防除協議会に参画する。

### (名称および事務局)

- 第2条 この会の名称を福井港災害事故防止対策協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を福井海上保安署に置く。

### (事 業)

- 第3条 協議会は次の業務を行なう。
- (1) 災害の予防対策
  - (2) 災害時の防災活動の連携・協力についての調整
  - (3) 災害防止のための研修・訓練
  - (4) その他災害防止に必要な事項

### (排出油等防除計画に係る意見の提出)

- 第4条 協議会は、法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、福井港及び隣接海域に係る法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

### (組 織)

- 第5条 協議会は、公共関係機関及び坂井市又はテクノポート福井に所在する民間海事関係機関で本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(顧問及び参与)

第6条 協議会に顧問及び参与を置き、顧問は、坂井市長及び福井県危機対策・防災課長に委嘱し、参与は、公共関係機関の代表者に委嘱する。

- 2 顧問は、本会の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるができる。
- 3 参与は、協議会の運営に協力するとともに会議に出席して意見を述べるができる。

(役員)

第7条 協議会に会長、副会長若干名、会計監事及び幹事を置く。

- 2 前項の役員は、会員の互選により選出する。任期は2年とし留任を妨げない。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 5 会計監事は、会計を監査する。
- 6 幹事は、庶務及び会計を処理する。

(会議)

第8条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する

- 2 会議の議長は、会長とし、会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。

(定例会議)

第9条 定例会議は年1回開催する。

- 2 定例会議においては、次の事項を協議決定するものとする。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業計画
  - (3) 役員の互選
  - (4) その他、目的達成に必要な事項
- 3 出席者数が会員の2分の1以上になったときは、会議が成立するものとする。

(臨時会議)

第10条 臨時会議は、次の場合、会長がその事案に応じそれぞれ関係する会員を招集し、開催するものとする。

- (1) 在港船舶及び港の施設の安全確保に重大な支障が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) その他、この規約に定められていない事項について協議の必要があるとき。

2 臨時会議は、次の事項を協議決定するものとする。

- (1) 災害の予防に関する事項
- (2) 防災活動の連携・協力
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員会)

第11条 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 台風対策委員会
- (2) 船舶津波対策委員会

(事故の通報)

第12条 会長は、防災活動の連携・協力を必要とする事故が発生し、もしくはそのおそれがあるときは、会員に対し速やかに事故に関する情報を通報するものとする。

(連絡調整本部の設置)

第13条 会長は、会員による防災活動の連携を図るため必要と認める場合には、会長を本部長とする連絡調整本部を設置し、その旨を会員に連絡する。

(連絡調整本部の業務)

第14条 連絡調整本部は、次の業務を行う。

- 1 防災活動を必要とする事象に関する情報の共有
- 2 防災活動の実施状況の周知
- 3 会員が行う防災活動の連携・協力に関する調整
- 4 会員相互の情報交換

(訓練等)

第15条 災害発生時における会員の防災活動の技術・知識向上のため年1回訓練又は研修会を行なうものとする。

(会の運営)

第16条 協議会は会費及び公共機関からの補助によって運営する。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附則

この規約は、平成23年6月23日から施行する。

昭和 47 年 3 月 7 日	施 行
昭和 48 年 7 月 1 日	一部改正
昭和 56 年 5 月 13 日	一部改正
平成元年 5 月 11 日	一部改正
平成 7 年 5 月 24 日	一部改正
平成 8 年 5 月 22 日	改 正
平成 11 年 6 月 17 日	一部改正
平成 17 年 6 月 24 日	一部改正
平成 19 年 6 月 22 日	一部改正
平成 23 年 6 月 23 日	一部改正

## 10. 福井港災害事故防止対策協議会 会員名簿

平成24年11月 1日 現在  
福井港災害事故防止対策協議会

	事業所名
顧問	坂井市長
顧問	福井県安全環境部危機対策・防災課 課長
参与	福井地方気象台防災業務課 課長
参与	北陸地方整備局 敦賀港湾事務所 所長
参与	福井県福井港湾事務所 所長
参与	嶺北消防組合 嶺北三国消防署 署長
参与	福井市臨海消防署 署長
参与	坂井西警察署 署長
会長	福井海上保安署
副会長	北陸電力株式会社 福井火力発電所
副会長	福井石油備蓄株式会社 福井事業所
副会長	三国港機船底曳網漁業協同組合
副会長	株式会社 半澤組
副会長	東西オイルターミナル株式会社 福井油槽所
会計監事	東洋建設株式会社 福井作業所
幹事	株式会社 三国
会員	ジャパンオイルネットワーク株式会社 福井油槽所
会員	東尋坊観光遊覧船株式会社
会員	五洋建設株式会社福井営業所
会員	福井埠頭 株式会社
会員	福井県漁業協同組合連合会 三国支所
会員	三国港漁業協同組合
会員	根岸運送株式会社 福井工場

11. 防災資機材等の保有状況(特定事業所)

平成24年11月1日現在

特定事業所等 防災資機材等	北陸電力(株) 福井火力発電所	東西オイルターミナル (株)福井油槽所	ジャパンオイルネット ワーク(株)福井油槽所	三国共同防災協議会	福井国家石油備蓄基 地	北陸地区広域共同防 災協議会	合 計	備 考
防災要員 (人)	43	5	8	49	121		226	
大型化学消防車 (台)								
大型高所放水車 (台)								
泡原液搬送車 (台)	1				1		2	
大型化学高所放水車 (台)	1				2		3	
甲種普通化学消防車 (台)				1			1	
可搬式放水銃等	可搬式泡放水砲(3,000) (基)	1				2	3	
	可搬式泡放水砲(2,000) (基)				1	6	7	
	可搬式放水銃 (基)		2	2	1	7	12	
	耐熱服 (着)	3	3		2	2	10	
	空気又は酸素呼吸器 (個)	3		2	2	6	13	
泡消火薬剤	たん白(3%) (ℓ)			16,800	76,000		96,220	
	合成界面活性剤(3%) (ℓ)				55,000		55,000	
	水成膜(3%) (ℓ)	11,360					11,360	
オイルフェンス (m)	1,620	540	540	540	6,360		9,600	
オイルフェンス展張船 (隻)	1			1	1		3	
油回収船 (隻)				1	1		2	
油回収装置 (基)				1	3		4	
集油ネット(セット)					5		5	
油吸着マット (kg)	940	306	289	600	2,400		4,535	
油処理剤 (kl)	2	0.76	0.81	1.512	9.8		14.792	
消防艇(作業船兼用) (隻)					1		1	
大容量泡放射システム (基)						2	2	
耐熱服 (着)						4	4	
空気又は酸素呼吸器 (個)						4	4	
水成膜(1%) (ℓ)						60,000	60,000	
共同防災組織(法19条)	非加入	三国共同防災協議会		—	非加入	—		
広域共同防災組織(法19条の2)	北陸地区広域 共同防災協議会	非加入	非加入	—	北陸地区広域 共同防災協議会	—		

## 11. 防災資機材等の保有状況(関係機関)

平成24年11月1日現在

特定事業所等 防災資機材等	嶺北消防組合 嶺北消防本部	福井市消防局	敦賀海上保安部	県	合 計	備 考
大型化学消防車 (台)	1	1			2	
大型高所放水車 (台)	1	1			2	
泡原液搬送車 (台)	1	1			2	
大型化学高所放水車 (台)					0	
甲種普通化学消防車 (台)					0	
普通消防車 (台)	12	25			37	
小型消防車 (台)					0	
普通高所放水車 (台)					0	
乙種普通化学消防車 (台)			1		1	
可搬式 泡放水砲 (基)	5	1			6	
放水銃 (基)	1	2			3	
耐熱服 (着)	16	9			25	
空気又は酸素呼吸器 (個)	77	131			208	
泡消火薬剤	たん白 (ℓ)	4,900	17,900		30,000	52,800
	合成界面活性剤 (ℓ)	11,400	3,300		35,000	49,700
	水成膜 (ℓ)	2,600				2,600
	水溶性液体用 (ℓ)	3,600	300			3,900
オイルフェンス (m)	230		300	8,700	9,230	
オイルフェンス展張船 (隻)					0	
油回収船 (隻)					0	
油回収装置 (基)					0	
補助船 (隻)					0	
消防艇 (隻)					0	
集油ネット(セット)					0	
オイルマット (kg)	506.6		204		711	
油処理剤 (kl)	1.052	0.14	1.12		2.31	

## 12. 災害時等の応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「縣市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災縣市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある縣市（以下「被災縣市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災縣市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急処理事態

(応援縣市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援縣市は、必要に応じ被災縣市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援縣市は、相互に連絡をとり、主たる応援縣市を決定する。
- 3 主たる応援縣市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援縣市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
  - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
  - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
  - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん



- エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災縣市等の境界付近における必要な措置
  - (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
  - (4) 医療機関による傷病者の受入
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 各縣市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

- 第4条 応援を受けようとする縣市は、別に定める内容を明らかにして、他の縣市に要請するものとする。
- 2 各縣市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

- 第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

- 第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。
- 2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。
  - 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。
  - 4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

(情報交換)

- 第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事	石 井 隆 一
石川県知事	谷 本 正 憲
福井県知事	西 川 一 誠
長野県知事	村 井 仁
岐阜県知事	古 田 肇
静岡県知事	石 川 嘉 延
愛知県知事	神 田 真 秋
三重県知事	野 呂 昭 彦
滋賀県知事	嘉 田 由 紀 子
名古屋市長	松 原 武 久

### 13. 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

#### (調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

- 2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

#### (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
  - (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - (3) 資機材の提供
  - (4) 避難者及び傷病者の受入れ
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。
  - 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

#### (被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

#### (応援要請等の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。
- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

#### (応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

#### (応援経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。
- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
  - 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

#### (緊急派遣)

- 第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。
- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
  - 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

#### (物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

#### (資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

#### (連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議を実施するものとする。

#### (訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年10月25日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成18年4月26日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各団体記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月25日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

## 1 4. 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

### (広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

### (カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

### (幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整

を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

- 4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。
- 5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。
- 6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめるのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

#### （災害対策都道府県連絡本部の設置）

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。
- 3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### （緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。
- 3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

#### （広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
  - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
  - (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
  - (3) 職種及び人数
  - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
  - (5) 応援期間（見込みを含む。）
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。
- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。



8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

#### (経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

#### (ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

#### (他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

#### (訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

#### (その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 8 年 7 月 18 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長  
京 都 府 知 事

全国知事会  
東日本大震災復興協力本部本部長  
埼 玉 県 知 事

北海道東北地方知事会会長  
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長  
静 岡 県 知 事

中部圏知事会会長  
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長  
奈 良 県 知 事

中国地方知事会会長  
岡 山 県 知 事

四国知事会常任世話人  
徳 島 県 知 事

九州地方知事会会長  
大 分 県 知 事

## 15. 福井県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、福井県内の市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。以下同じ。）における相互応援体制を確立し、消防力の強化を図ることを目的とする。

(協定区域)

第2条 協定区域は、この協定書により協定した市町（以下「関係市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 関係市町が接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地市の市長（一部事務組合にあつては、管理者とする。以下同じ。）の要請を待たずに出動する応援。
- (2) 特別応援 関係市町の区域内に災害が発生した場合に、発生地市の市長の要請に基づいて出動する応援。ただし、通信の途絶等により災害発生市町との連絡をとることができないときは、関係市町の市長は、災害発生市町からの要請があったものとみなし応援出動することができる。

2 前項第1号に規定する普通応援については、この協定書に定めるもののほか、関係市町の市長が別に定めることができる。

(応援要請)

第5条 特別応援を要請しようとする市町（以下「要請市町」という。）の市長は、次の事項を明確にして応援する市町（以下「応援市町」という。）の市長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 応援隊の種別、隊数及び人員
- (4) 防ぎよに必要な資機材の種別及び人員
- (5) 集結場所
- (6) その他必要な事項

2 要請市町の市長は、事後速やかに前各号に掲げる事項を記載した文書を応援市町の市長に提出しなければならない。

3 普通応援で出動した場合は、応援市町は直ちにその旨を災害発生地市の市長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町の市長は、当該市町の区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町の市長は、前項の規定により応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請市町の市長に通報するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を直ちに通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊、救急隊及びその他の隊

は、応援を受けた市町の消防長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費及び消費燃料等の経常的経費並びに公務災害補償費は、応援市町の負担とする。
- (2) 消火薬剤及び食料費等の経費は、要請市町の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度、当該関係市町の長が協議のうえ定める。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、関係市町の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第10条 この協定の運用に関し必要な事項は、関係市町の消防長が協議のうえ定める。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、関係市町の長が協議のうえ行うものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、平成18年3月20日から平成20年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の日1ヶ月前までに、いずれかの関係市町からも何らかの意思表示がないときは、更に2年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、関係市町の長は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定書は、平成18年3月20日から施行する。

平成18年4月1日

福井市長  
敦賀美方消防組合 管理者  
南越消防組合 管理者  
若狭消防組合 管理者  
大野市長  
勝山市長  
鯖江・丹生消防組合 管理者  
嶺北消防組合 管理者  
永平寺町長

## 16. 福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき福井市(以下「甲」という。)と嶺北消防組合(以下「乙」という。)との間において、福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害が発生した場合の消防相互応援に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、危険物施設の火災又は危険物の流出事故を対象とする。

(相互応援出場)

第3条 前条に規定する災害が発生した場合は、管轄区域にかかわらず甲及び乙の消防機関が保有する消防車等が出場するものとする。

2 前項の消防車等の出場に伴い更に泡消火薬剤及び防災資器材が必要と求められる場合は、甲又は乙は相互に応援を行うものとする。

3 泡消火薬剤等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、調達等が迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を受援の甲又は乙に通報するものとする。

(指揮)

第4条 災害現場における総括指揮は、受援地の現場最高指揮者が行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 人件費、燃料費等の経常的経費及び公務災害補償費は、応援側の負担とする。

(2) 泡消火薬剤及び受援側が要請調達した資器材の経費は、受援側の負担とする。

(3) 前各号に定める経費のほか、特に必要がある場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(連絡会議)

第6条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて甲、乙は連絡会議を開くことができる。

(委任)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議して別に定めるものとする。

(協定書の保管)

第8条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲および乙において各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。

平成18年4月1日

甲	福井市長	坂川	優
乙	嶺北消防組合 管理者職務代理者	松木	幹夫

## 17. 福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定 に関する覚書

平成18年4月1日 福井市（以下「甲」という。）と嶺北消防組合（以下「乙」という。）との間において締結した、福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、福井市消防局長と嶺北消防組合消防本部消防長との間においてこの覚書きを交換する。

（対象災害区分）

第1 協定第2条に定める災害は、次の各号により区分する。

- （1）「危険物施設の火災」とは、屋外タンク貯蔵所、移送取扱所、給油取扱所（船舶用）及び一般取扱所（付属施設を含む）の火災をいう。
- （2）「危険物の流出事故」とは、前号の危険物施設からの漏油又は流出の事故を言う。

（出場消防車等の区分）

第2 協定第3条に定める出場消防車等は、次の各号により区分する。

- （1）前第1、第1号の火災には、大型高所放水車、大型化学消防ポンプ自動車、泡原液搬送車及びその他必要と認められる消防車等が、火災発生の覚知と同時に出場するものとする。
- （2）前第1、第2号の流出事故には、災害に適応する消防車及び資器材等を搬送する車両（資器材等を含む）が出場するものとする。

（指揮の特例）

第3 応援隊が災害現場に先着した場合は、協定第4条の規定にかかわらず受援隊の最高指揮者が到着するまでの間、応援隊の最高指揮者が指揮するものとする。

（連絡会議）

第4 協定第6条に規定する連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- （1）消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- （2）特殊災害等の資料の交換に関すること。
- （3）消防訓練に関すること。
- （4）警防技術に関すること。
- （5）その他必要な事項。

（事務処理）

第5 協定の事務処理は、次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

- （1）災害現場における指揮命令及び状況速報等は、県内共通波の消防無線電話を運用するものとする。
- （2）応援隊の長は、消防活動の結果を速やかに受援側の消防局長又は消防長（以下「消防長」という。）に報告するものとする。

(3) 受援側の消防長は、消防活動終了後速やかに災害の概要を応援側の消防長に通報するものとする。

(協議)

第6 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度甲及び乙の消防長が協議して決定するものとする。

(実施期日)

第7 この覚書は、平成18年3月20日から実施する。

平成18年4月1日

甲 福井市消防局  
局長 黒川 賢治  
乙 嶺北消防組合消防本部  
消防長 吉田 照夫



## 18. 船舶火災の消火等に関する嶺北消防組合消防本部と福井海上保安署との業務協定

### (目的)

第1条 この協定は、船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ）火災の消火活動に関する海上保安庁と消防庁との「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和43年3月29日）に基づいて、福井海上保安署（以下「保安署」という）と嶺北消防組合消防本部（以下「消防本部」という）が協力し円滑に船舶火災の消火活動及びこれに関連する事項等に関して協定するものとする。

### (協定適用区域)

第2条 この協定を適用する区域は坂井市、あわら市港湾及び沿岸区域とする。

### (消防責任)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として消防本部が担任するものとし、保安署はこれに協力するものとする。

(1) 埠頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川、湖沼における船舶

2 前項以外の消火活動は、主として保安署が担任し、消防本部はこれに協力するものとする。

3 船舶の火災の消火のため接岸又は離岸した場合には、消防責任の担任が移行するものとする。

### (火災原因調査及び損害調査の実施方法)

第4条 前条第1項における船舶の火災原因調査及び損害調査の指揮と責任は消防本部が行い、前条第2項については保安署がこれを行うものとする。ただし、前条第3項及び調査遂行上必要な場合は、両機関が協力して行うものとする。

### (各種情報の相互交換)

第5条 法令に定めるもののほか入港船舶の危険物積載状況、化学消火剤の備蓄状況及びタンカー等の事故防止対策等、消火活動に必要な資料及び情報については、相互に交換するものとする。

### (火災の通報連絡)

第6条 保安署又は消防本部は船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報連絡するものとする。

2 保安署又は消防本部が単独で船舶火災の消火に従事したときは、速やかに、その顛末を相互に連絡するものとする。

### (船舶の火災に要した経費の負担)

第7条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(船舶火災予防)

第8条 船舶火災予防に関しては、法の定めるところに従い両機関において緊密な連携を保ちこれを実施する。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度双方協議して定めるものとする。

(協定の改廃)

第10条 この協定を改廃しようとするときは両者合議の上、これを行うものとする。

附則

- 1 この協定書は2通作成し、保安署、消防本部が各1通を保有する。
- 2 「船舶火災の消火等に関する三国海上保安署と三国町消防本部との業務協定」(昭和44年1月1日)は廃止する。

平成18年4月1日

嶺北消防組合消防本部  
消防長 吉田 照 夫

福井海上保安署  
署長 勝 又 久 雄

## 19. 船舶火災の消火等に関する福井市消防局と福井海上保安署との業務協定

### (目的)

第1条 この協定は、船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）火災の消火活動に関する海上保安庁と消防庁との「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」（昭和43年3月29日）に基づいて福井海上保安署（以下「甲」という。）と福井市消防局（以下「乙」という。）が協力し、円滑に船舶火災の消火活動を行うことを目的とする。

### (協定適用区域)

第2条 この協定の適用する区域は、福井市の海域とする。

### (消火活動の担任区分)

第3条 ふ頭又は岸壁にけい留された船舶の消火活動は、主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 前項以外の消火活動は、主として甲が担任し、乙がこれに協力するものとする。

### (火災の調査等)

第4条 船舶火災の原因調査及び損害の調査は、前条第1項の船舶については乙が行い、同条第2項については甲がこれを行うものとする。

ただし、調査遂行上必要な場合は、両機関が協力して行うものとする。

### (情報等の交換)

第5条 法令の定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況及びタンカー等の事故対策等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

### (相互通報)

第6条 甲又は乙は、船舶の火災を知った場合は、相互にその旨を通報するものとする。

2 甲又は乙がそれぞれ単独で船舶火災の消火活動等に従事した場合は、相互にそのてん末をすみやかに連絡するものとする。

### (経費負担)

第7条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合の特別な経費の負担は、その都度甲乙が協議のうえ定めるものとする。

### (火災予防活動)

第8条 船舶火災の予防活動に関しては、甲乙が協力して行うものとする。

### (その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項及び疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

### 附則

この協定書は2通作成し、甲、乙が各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 福井海上保安署  
署長 勝 又 久 雄

乙 福井市消防局  
局長 黒 川 賢 治

## 20. 福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内 特定事業所の発災時等における相互応援協定書

ジャパンオイルネットワーク株式会社、東西オイルターミナル株式会社(以上2社を以下「石油企業」という。)、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、北陸電力株式会社、三国海陸興業株式会社(以上5社を以下「協定会社」という。)は、福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内にある協定会社の各事業所の災害に関し、相互に応援することについて、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は別表-1に定める事業所及び施設に火災、爆発、石油類の漏洩、又は流出等の災害が発生した際に相互応援することについて必要な事項を定める。

(応援要請)

第2条 応援要請は、応援を必要とする事業所長から他の事業所長に対して行う。

2. 前項の応援要請の発受は、事業所長の他、あらかじめ指定した代理者によって行うことができるものとし、その連絡先は、別表-2のとおりとする。

3. 応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。

(1) 発生した災害の状況

(2) 応援を必要とする場所(以下「応援現場」という。)

(3) 応援人員及び資機材等の種別、数量

(4) その他必要事項

(応援方法)

第3条 応援の要請を受けた事業所長又は代理者は、自己の事業所の保安に支障がないと認めた場合には、すみやかに要請に応ずるものとする。

2. 応援に当たっては、応援事業所から応援要請事業所に対して次の事項を通知する。

(1) 派遣人数及び引率責任者(以下「応援隊長」という。)の職名、氏名

(2) 応援資機材等の種類、数量及び運搬方法

(3) その他必要事項

3. 応援隊長は応援現場に到着したときは、直ちに応援要請事業所長または代理者に必要事項を報告する。

(指揮命令)

第4条 応援隊への指揮は、応援要請事業所の現場最高指揮者が応援隊長に、これを行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うこともできる。

又、公設消防等による防災活動組織が設置された場合には、その組織の指揮命令下に入る。

(応援隊員の労災補償)

第5条 応援隊員が応援現場及び応援現場への往復時において負傷もしくは死亡したときは、その事案に従い応援事業所が労働者災害補償保険法及び自動車損害賠償補

償法に基づいて、補償するものとする。なお、協定会社各社が契約している保険についても、応援事業所自らの負担においてその処理を行う。

2. 応援隊員が前項の補償を受けられない場合は、応援隊員の故意又は重大な過失がない限り、応援要請事業所が補償するものとする。

なお、補償金額については、双方誠意をもって協議する。

( 応援の費用負担 )

第6条 応援要請事業所は応援事業所が応援のために要した次の費用を負担する。

( 1 ) 消火薬剤等消耗資機材の費用

( 早急に現物または、これに相当する金額で弁済する。 )

( 2 ) 応援出動した車両等、防災資機材が被災し損傷した場合の修復費、買替費

( ただし、被災の原因が応援出動員の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。 )

2. 前項の定めについて、判断困難なものについては、応援要請事業所、応援事業所の双方が誠意をもって協議する。

( 損害補償 )

第7条 応援隊員が応援現場及び応援現場への往復時において第三者に加えた人的、物的損害の補償は、応援隊員に故意又は重大な過失がない限り応援要請事業所が負担する。ただし、応援事業所の自動車保険等( 自賠責及び任意保険等 )により給付される分は除く。

( 連絡会議と訓練 )

第8条 協定会社は、この協定を有効適切に運用するため、必要に応じて連絡会議等の開催及び訓練を実施する。

2. 前項の連絡会議及び訓練に要する費用の分担は事前に協定会社と合議のうえ、取り決める。

( 幹事及び副幹事 )

第9条 この協定を円滑に運用するため、幹事1名と副幹事若干名をおく。

2. 幹事・副幹事は、協定会社の互選により選出し任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

3. 幹事は、前条の連絡会議等を開催し、その議長を務め、副幹事は幹事を補佐する。

( 細則の制定 )

第10条 この協定の実施については、別に協議のうえ、細則を定め協定の細則を決めることができる。

( 協議事項 )

第11条 この協定に疑義を生じた場合は、その都度協定会社が協議して決定する。

( 有効期間 )

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヵ月前までに協定会社のいずれからも別段の意志表示がない場合は、この協定の有効期間はさらに1ヵ年延長されるものとし、その後もこの例による。

付 則

この協定締結の証として、本書5通を作成し、協定会社各々記名押印のうえ、

その1通を保有する。

本書締結後は平成12年4月1日付で締結した「福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内特定事業所の発災時等における相互応援協定書」を破棄する。

平成17年4月1日

東京都港区台場2丁目3番2号  
ジャパンオイルネットワーク株式会社  
専務取締役 海老沢 浩司

東京都港区芝五丁目3番2号  
東西オイルターミナル株式会社  
代表取締役  
社 長 原田 熙哉

福井県福井市石新保町38字臨海1番  
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構  
福井国家石油備蓄基地事務所  
所 長 櫻庭 正行

福井県坂井郡三国町新保57号1番地6  
北陸電力株式会社 福井火力発電所  
所 長 島林 英和

福井県坂井郡三国町新保40号6番地  
三国海陸興業株式会社 (H19.4 株式会社三国に商号変更)  
代表取締役 坂本 和彦

特定事業者相互応援協定事業所及び施設一覧表

協 定 会 社	対 象 事 業 所	施 設 等
ジャパンオイルネットワーク株式会社	ジャパンオイルネットワーク株式会社 福井油槽所	1. 事業所構内施設 2. 石油企業共同施設 (1) 共同防災センター (2) 栈橋ドルフィン・マリンローディングアーム (3) 移送用配管 (4) 共同資機材倉庫
東西オイルターミナル株式会社	東西オイルターミナル株式会社 福井油槽所	
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構	福井国家石油備蓄基地	福井国家石油備蓄基地陸域及び海域施設
北陸電力株式会社	北陸電力株式会社 福井火力発電所	事業所構内及び構外施設
株式会社 三国	株式会社 三国	事務所施設、船舶連絡所

相互応援発受等連絡先一覧表

※石油企業２社で共同防災協議会を設立し運営しているもの。

事業所又は施設 連絡体制		ジャパンオイル ネットワーク(株) 福井油槽所	東西オイル ターミナル(株) 福井油槽所	※石油企業 共同施設	福井国家石油備蓄 基地	北陸電力(株) 福井火力発電所	(株)三国
昼 間	電 話	８２－３４６５	８１－３８７８	共同防災センター ８２－５３９９	福井石油備蓄(株) ８５－１３３９	８２－８０７７	８１－３６００
	発受者	所長	所長	共同防災協議会 会長	福井事業所長	発電所長	安全管理担当
	代理者	所長代行	所長代行	共同防災協議会 副会長	1.総務部長 2.業務部長	業務課長	総務部長
夜 間・休 祭 日	電 話	共同防災センター ８２－５３９９			安全防災センター ８５－１３３０	８２－０５５９	８２－１８８５
	発受者	共同防災協議会会長			福井事業所長	当直長	安全管理担当
	代理者	共同防災協議会副会長			1.総務部長 2.業務部長	副長直長	総務部長 72-1412
	夜間休祭日 の体制	各社日宿社員 防災センター職員			安全防災センター 当直班長	当直長	社 員



## 21. 福井県防災相互通信用無線局(150MHz帯)

平成24年11月1日現在

免許人	設置場所	局種	出力(W)	局数	呼出名称
警察庁	福井市大手3-17-1 福井県警察本部 生活安全部通信指令課	陸上移動局・ 携帯局	5	5	福井警901~90 5
	福井市大手3-17-1 中部管区警察局 福井県情報通信部	陸上移動局・ 携帯局	5	3	福井警906~90 8
海上保安庁	坂井市三国町山岸50-2-2 福井海上保安署	携帯基地局	10	1	海保基地福井
	小浜市川崎1-3-1 小浜海上保安署	携帯基地局	10	1	海保基地小浜
	敦賀市港町7-15 敦賀海上保安部	携帯基地局	10	1	海保基地敦賀
国土交通省	坂井市三国町黒目24-32 敦賀港湾事務所 福井港庁舎	陸上移動局	5	1	防相港湾福井1
	福井市花堂南2-14-7 福井河川国道事務所	陸上移動局	10	1	建設福井 1, 5, 7, 8
西日本旅客鉄道(株)	福井市中央1-1-1 JR福井駅	陸上移動局	1	2	金鉄福井 201, 202
北陸電力(株)	吉田郡永平寺町松岡室22-2-9 福井支店福井電力部	陸上移動局	10	3	福井送電5 陸電福井2, 5
		陸上移動局	1	4	陸電福井 3, 4, 6, 7
福井港災害事故防 止対策協議会	坂井市三国町新保96-1-11 福井港石油基地共同防災センター	基地局	1	1	防相三国センター
		陸上移動局	1	9	防相三国 1~11
福井県	福井市大手3-17-1 危機対策・防災課	陸上移動局	1	1	福井県消防1
	坂井市三国町黒目32-2-1 福井港湾事務所	陸上移動局	1	1	防相福井港湾
福井市	福井市和田東2-2207 福井市消防局	陸上移動局	10	2	福井指揮 1, 4 福井 10, 11
			1	2	福井救助 102, 104
	福井市西畑町15-1-1 福井市消防局臨海消防署	陸上移動局	10	2	福井指揮5 福井高所1
			5	2	福井指揮 109, 110
嶺北消防組合	坂井市三国町中央1-1-36 嶺北消防組合三国消防署	陸上移動局	10	2	三国指揮6 三国はしご3
			5	7	三国しき106 三国 101~106
敦賀美方消防組合	敦賀市中央町2-1-2 敦賀美方消防組合消防本部	陸上移動局	10	2	敦賀本部指令1 敦賀救助1
			1	2	敦賀救助 101, 102
	三方郡美浜町興堂寺10-43 敦賀美方消防組合美浜消防署	陸上移動局	1	1	美浜101
	三方上中郡若狭町北前川17-1 敦賀美方消防組合三方消防署	陸上移動局	1	1	三方101

2 2 . 別紙様式 1

第 2 号様式 (特定の事故) 「火災・災害等即報要領」

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人			
			重症	人 ( 人 )		
			中等症	人 ( 人 )		
			軽症	人 ( 人 )		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 ( 署 )		台 人	
			消 防 団		台 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
		そ の 他		人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

## 記入要領（火災・災害等即報要領 抜粋）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

### (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

#### (例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

### 23. 別紙様式2

石油コンビナート等特別防災区域災害事故報告（特定事業所用）

年 月 日

事業所名  
 (担当者名 )  
 (TEL )  
 住 所

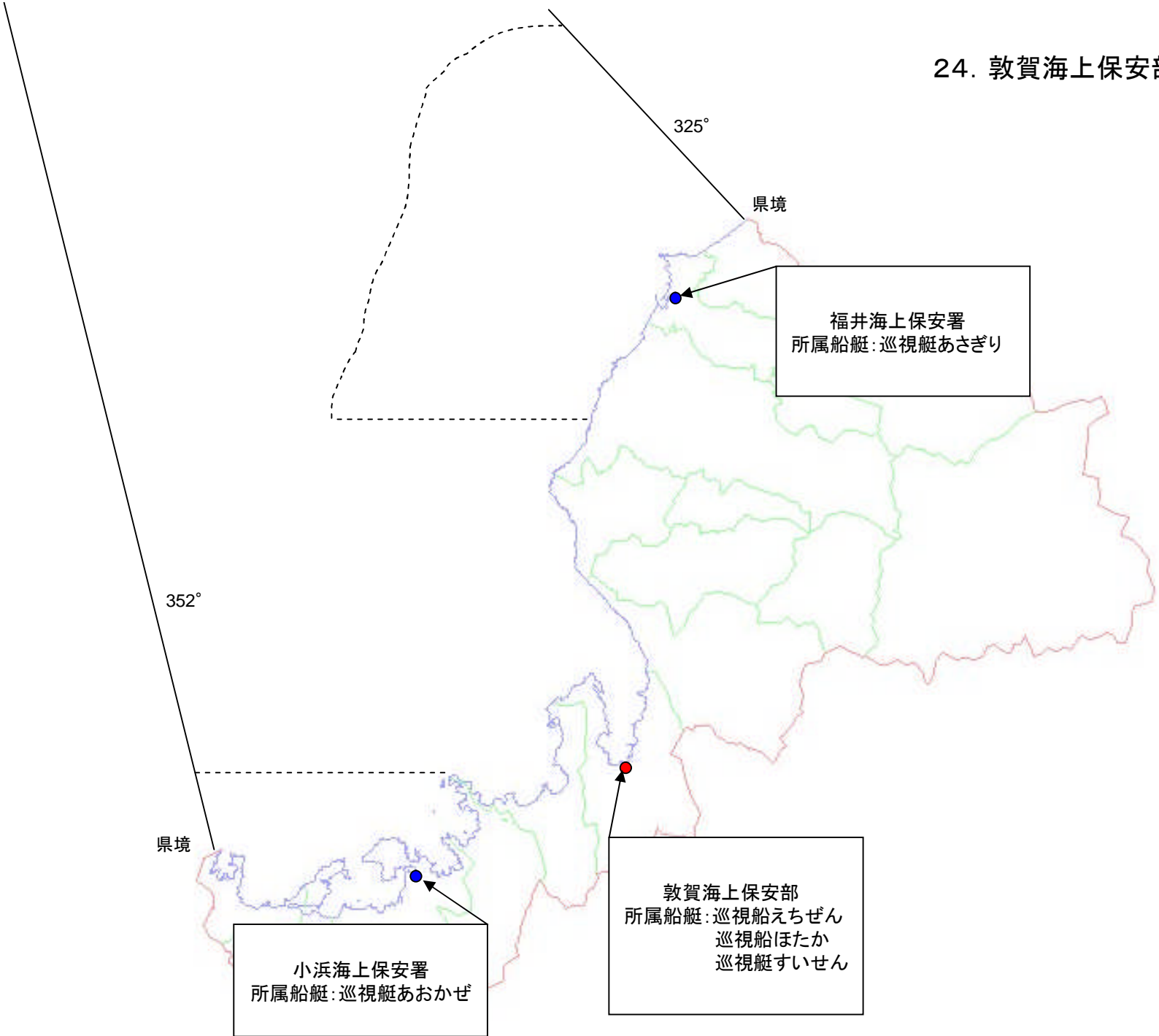
このことについて、下記のとおり報告します。

1	発 生 所	施 設 の 名 称							
		装 置 の 名 称							
		そ の 他							
2	発 生 日 時	月 日 分 (推定・分)							
3	発 見 日 時	月 日 分							
4	発 生 時 の 運 転 作 業 状 況								
5	事 故 の 経 緯								
6	人 的 被 害  死 者 名 負 傷 者 名	項 目	人 数			職 業 又 は 職 名	被 災 原 因	被 災 場 所	被 災 時 の 状 況
			死 者	負 傷 者	氏 名				
		当 事 者							
		防 災 活 動 従 事 者							
		第 三 者							
7	物 的 被 害								
8	原 因  (火災 ・爆発)	物 的 要 因	①設計不良 ②製作不良 ③施工不良 ④保全不良 ⑤その他 ( )						
		人 的 要 因	①点検不十分 ②誤操作 ③その他 ( )						
		自 然 要 因	①地震 ②落雷 ③その他 ( )						
		着 火 原 因	①裸火 ②静電気火花 ③摩擦熱 ④その他 ( )						
9	今 後 の 対 策								

## 石油コンビナート等特別防災区域災害事故報告（特定事業所用）記載要領

- 1 事業所名および所在地 事故にかかる特定事業所の名称および所在地を記載する。
- 2 発生場所 事故にかかる施設、装置等の名称を記載する。
- 3 発生日時 事故が発生した日時（推定を含む。）を記載する。
- 4 発見日時 事故を発見した日時を記載する。
- 5 発生時の運転・作業状況 事故にかかる施設、設備の概要並びに事故発生時の状況を定常運転中、スタートアップ中、シャットダウン中、定期修理中、休止中等の運転状況および荷揚（積）作業中、サンプリング中、拾油中、焼入作業中、溶接・溶断中等の作業状況により分類し記載する。  
(例) 「平成〇〇年〇〇月に設置した直径〇〇m、容量〇〇k l のコーンルーフタンクに〇〇を〇〇k l 貯蔵・保管中、サンプリングのためゲージハッチを開放した際、火災となった。」
- 6 事故の経緯 事故の全体の状況が把握できるように、発災に至る状況、応急措置・防災活動の状況被災状況等を記載する。  
(例) 「巡回パトロール中の〇〇課員 2 名が〇〇移送配管バルブ部分から〇〇が噴出しているのを発見。直ちにコントロールセンターに通報するとともに、上流側のバルブの閉鎖作業を行っていたところ、霧状の〇〇に着火し火災となった。2 名は現場を退避し、構内電話で火災発生を通報した。出動した自衛防災組織は、①上流バルブの閉鎖、②化学消防車モニターノズルからの泡放射を行い、火災を鎮圧し、公設消防隊到着時には鎮火状態であった。焼失した〇〇は約〇〇で他にバルブ、配管〇〇mが焼損した。」
- 7 人的被害および物的被害 当該事故による死傷者について当事者（発災事業所の従業員をいい、協力事業所、下請等の従業員を含む。）、防災活動従事者（当事者を除く。）および第三者別の人数、死傷原因職業または職名、被災場所、被災時の状況並びに物的被害を記載する。
- 8 原因 事故の主原因を設計不良、製作不良、保全不良等の物的要因、点検不十分、誤操作等の人的要因、地震、落雷等の自然要因により分類して記載するほか、火災、爆発については着火原因を裸火静電気火花、摩擦熱等に分類して記載する。
- 9 今後の対策 事故から得られた教訓をもとに、検討または計画した対策について記載する。  
(例) 「バルブ操作ミスにより漏洩したため、作業マニュアルを徹底するとともに、バルブに対する表示、内容・表示方法について見直し、必要に応じ改善する。」  
(例) 「大量の泡放射により、側溝等の凹部が確認できず、転倒・負傷する者が出る等防災活動に支障を生じたため、構内を可能な限り平滑にするとともに、必要な箇所にボールを準備することとした。」

24. 敦賀海上保安部担任海域図



25. 敦賀海上保安部所属巡視船艇一覧

種別	巡視船	巡視船	巡視艇	巡視艇	巡視艇
船名	えちぜん	ほたか	すいせん	あさぎり	あおかぜ
所属	敦賀	敦賀	敦賀	福井	小浜
総トン数	350トン	230トン	26トン	91トン	26トン
長さ	56メートル	50メートル	20メートル	31メートル	20メートル
幅	8.5メートル	8メートル	4.5メートル	6.3メートル	4.5メートル
深さ	4.4メートル	4.0メートル	2.3メートル	3.3メートル	2.3メートル
限定沿海で1.5時間以上3時間未満の場合 ※乗組員除く	47名		26名	36名	26名
平水区域で1.5時間未満の場合 ※乗組員除く	50名		28名	41名	28名
無線	VHF	VHF	VHF	VHF	VHF
消防設備	ガソリンポンプ	ガソリンポンプ	ガソリンポンプ	ガソリンポンプ	消防ポンプ
救命用具	複合型機付ゴムボート	複合型機付ゴムボート	機付ゴムボート	機付ゴムボート×2	機付ゴムボート
	もやい銃×2	もやい銃×2	もやい銃	もやい銃	もやい銃
	膨張式救命筏 25人乗×2基	膨張式救命筏 20人乗×2基	膨張式救命筏 6人乗×2基	膨張式救命筏 15人乗×2基	膨張式救命筏 6人乗×2基
	膨張式救命筏 6人乗×2基				

## 26. 災害救助法等による救助又はその応援の実施に関する委託協定書

第1条 災害救助法（昭和22年法律第116号。以下「災害救助法」という。）第32条および第34条の規定ならびに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第77条第3項の規定により、福井県知事（以下「甲」という。）は、この協定に基づき、医療および助産ならびに死体の処理（以下「医療等」という。）の実施を日本赤十字社福井県支部長（以下「乙」という。）に委託し、乙は、これを受託する。

第2条 甲は、災害救助法を適用した災害において、乙による医療等の実施が必要であると認めるときまたは国民保護法第74条（法第183条の規定により準用する場合を含む。）の規定による救援の指示に基づき、乙による医療等の実施が必要であると認めるときは、必要な救護班の数を乙に指示し、医療等の実施を要請するものとする。

第3条 乙は、医療等を行うため、5班以上の救護班および市町の区域ごとに現地医療班を常時編成しておかなければならない。救護班1班の編成は、原則として医師1名、看護師長1名、看護師2名（うち1名は助産師有資格者）、主事2名の計6名とする。ただし、災害の種類等により必要に応じ要員の増減等を行うものとする。

第4条 医療等の範囲は、次のとおりとする。

### 1 医療

- (1) 診療
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療および施術
- (4) 病院または診療所への収容
- (5) 看護

ただし、災害救助法を適用した災害における医療の期間は、災害発生の日から14日以内を目途とする。

### 2 助産

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前および分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

ただし、災害救助法を適用した災害における助産は、災害発生の日以前または以後7日以内に分娩した者に対し分娩した日から7日以内とする。

### 3 死体の処理

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 検索

ただし、災害救助法を適用した災害における死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。



第5条 甲は、第2条により乙に救護班の出動を要請した場合、乙が医療等のため負担した必要経費につき甲が補償する額は、次によるものとする。

- 1 補償の額は、乙が委託事項を実施するため支弁した費用であって、その費用に充当すべき寄付金その他の収入がある場合には、それを控除した額とする。
- 2 寄付金その他の収入とは、乙が当該災害の際、特に救助またはその応援のために使用することを指定して受けた金品をいい、国または地方公共団体の災害設備費補助金、日本赤十字社募金および義援金品は、含まない。
- 3 乙が第4条に定める範囲を超えて医療等を行った場合の費用は、乙が負担するものとする。

ただし、災害の状況によっては甲乙協議の上、甲において補償するものとする。

第6条 第1条の規定により乙が委託事項を実施するために必要な支弁費用は、次に定めるところによるものとする。

#### 1 人件費

委託事項の実施のため従事した救護員の旅費、役務提供の対価に相当する費用（日本赤十字社の有給職員を除く）、時間外手当および深夜手当とし、日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則第26条の規定による費用弁償に関する規定および同時間外手当、深夜手当支給規程により規定した額とする。乙は、この規則等のうちこの協定に関係のある分について変更があった場合は、直ちにその写し1部を甲に送付するものとする。

#### 2 救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材費および建物等の借上料または損料とし、当該地域における通常の実費とする。

#### 3 救護諸費

- (1) 医療および助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の費用とし、通常の実費とする。
- (2) 死体の処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用とし、通常の実費とする。

#### 4 輸送費および人夫費

医療等および救護所設置のために必要な輸送費および人夫費とし、当該地域における通常の実費とする。

#### 5 その他の費用

前4号に該当しない費用であって委託事項の実施のために使用した費用とし、通常の実費とする。

#### 6 扶助金

委託事項の実施のために従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く）が業務上の理由により負傷し、疾病にかかり、または死亡したとき、その者またはその者の遺族に対し扶助金を支給するものとし、日本赤十字社法第32条の規定により算定した額とする。

#### 7 事務費

委託事項の実施のため事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等とし、その実費とする。

第7条 甲が他府県に生じた災害について乙の救護班に対して応援のための出動を要請した場合は、甲は、この協定に基づき、その費用を補償するものとする。

ただし、他府県知事が直接または日本赤十字社の本社を通じて乙の救護班に出動を要請した場合は、この限りでない。

第8条 甲は、この協定にかかわらず、災害の状況により必要であると認めたときは、県立病院および保健所に災害時の医療等の実施を命ずることができる。

第9条 第5条および第7条の費用については、乙は、派遣した救護班員の名簿、活動期間および日々の活動状況等を明らかにした救護班活動状況書を添えて甲に請求するものとする。

第10条 補償の請求に際し、乙が甲に提出する書類のうち、乙の支弁費用にかかる証拠書類等については、その写しを添付するものとし、正本は、乙において保管するものとする。

第11条 甲は、適法な申請書を受理してから30日以内にその費用を乙に支払うものとする。

第12条 乙の委託業務の実施推進にあたっては、甲は、極力援助するものとする。

第13条 この協定に定めていない事項については、必要の都度これを協議するものとする。

甲および乙は、この件に係る昭和34年7月11日付け協定書を破棄し、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年2月27日

甲 福 井 県  
知 事 西 川 一 誠

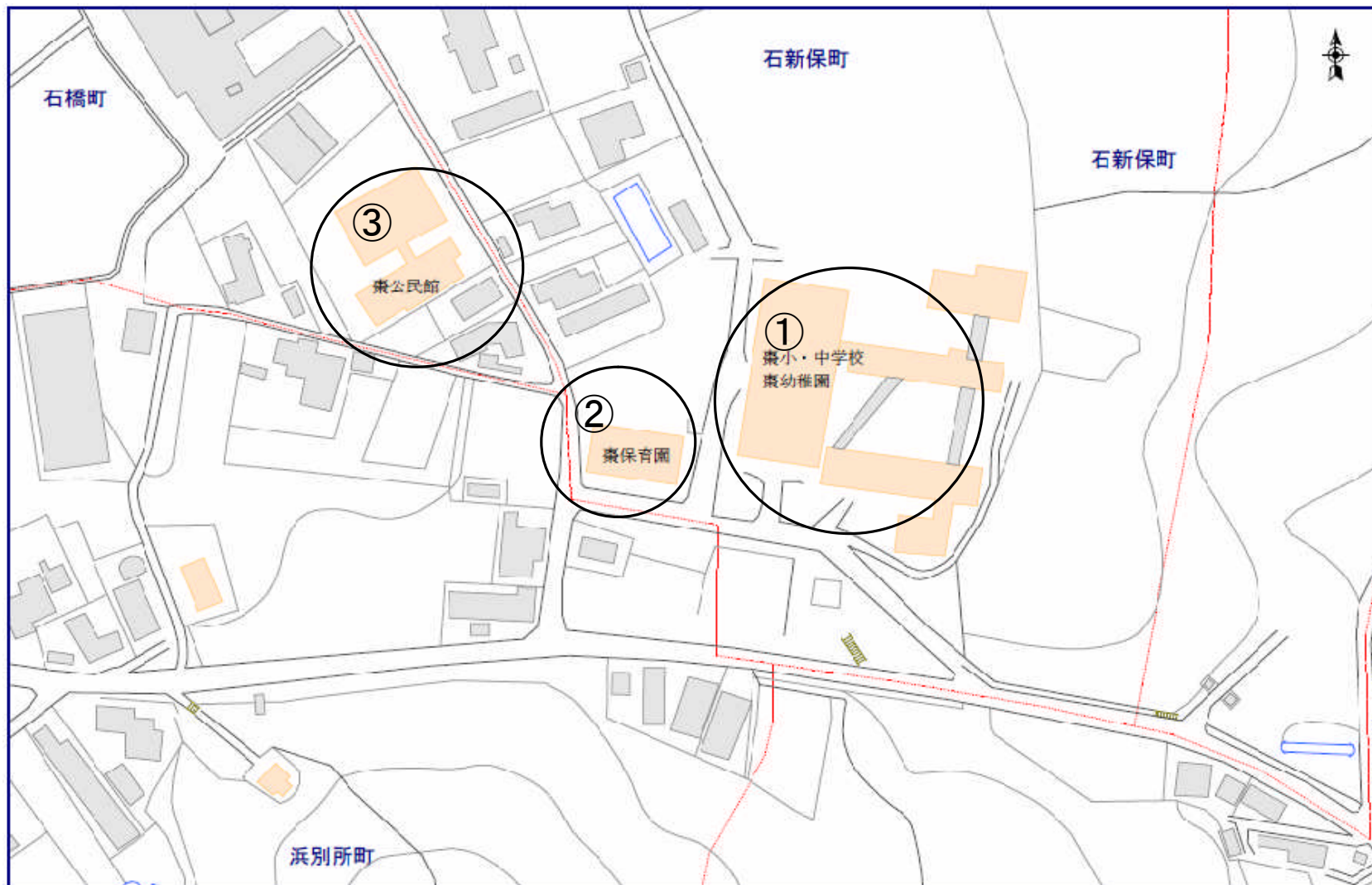
乙 日本赤十字社福井県支部  
支部長 西 川 一 誠

## 27. 隣接地区避難人口および避難場所一覧表

平成24年11月1日現在

隣接地区名	世帯数	人口	番号	避難場所	所在地	電 話	屋 外			屋 内	
							種別	面積(m <sup>2</sup> )	収納可能人員	体 育 館 収容可能人員	その他の全施設 収容可能人員
福井市 (白方町) (石橋町) (石新保町) (川尻町) (両橋屋町)	280	625	①	棗小・中学校	福井市石新保町12-32	85-1099	運動場	24,569	14,890	579	1,660
	93	164		棗幼稚園							
	89	118	②	棗保育園	福井市石新保町13-17	85-1130	園庭	800	430	—	87
	16	63									
46	164	③	棗公民館	福井市石橋町4-14	85-1495	空地	3,008	1,823	—	66	
36	116										
坂井市 (新保) (山岸) (黒目) (ニュータウン黒目) (ポートタウン) (パープルタウン黒目) (米納津)	785	2604	④	三国西小学校	坂井市三国町山岸31-1	81-3011	運動場	8,473	4,700	380	1,350
	337	1018	⑤	三国西幼稚園	坂井市三国町新保42-2-7	82-1333	運動場	979	540	—	330
	60	200	⑥	新保公民館	坂井市三国町新保12-9	82-0355	—	—	—	—	330
	53	182	⑦	新保体育館	坂井市三国町新保37-1-5	81-4533	—	—	—	310	—
	26	91	⑧	浜四郷公民館	坂井市三国町下野58-16	81-3001	—	—	—	—	370
	4	19	⑨	臨海体育館	坂井市三国町米納津47-192	82-6605	—	—	—	210	—
	108	380									
	197	714									
合計	785	3229						37,829	22,383	1,479	4,193

# 避難施設の状況（福井市）



## 避難施設の状況（坂井市）



	避難場所	所在地
④	三国西小学校	坂井市三国町山岸 31-1
⑤	三国西幼稚園	坂井市三国町新保 42-2-7
⑥	新保公民館	坂井市三国町新保 12-9
⑦	新保体育館	坂井市三国町新保 37-1-5
⑧	浜四郷公民館	坂井市三国町下野 58-16
⑨	臨海体育館	坂井市三国町米納津 47-192

## 28. 北陸地区広域共同防災組織に関する協定書

新潟石油共同備蓄株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、日本海石油株式会社および独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以上5社を総称して「協定会社」という。）は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第19条の2に基づき、同法施行令第22条第1項に定める協定会社の事業所が所在する特定区域において広域共同防災組織を設置することに関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 協定会社は、石災法及び同関係政省令等（以下、「石災法等」と総称する。）に基づき、その事業所の所在する特定区域（以下「本区域」という。）における広域共同防災組織（以下「本防災組織」という。）を設置し、大容量泡放水砲、大容量泡放水砲用防災資機材等、大容量泡放水砲用泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を備え付ける。

（本防災組織の構成事業所）

第2条 本防災組織に関わる構成事業所は、別表-1に記載するとおりとする。

（広域共同防災協議会の設立）

第3条 本防災組織を運営するため、全ての構成事業所をその会員として、本区域にかかる「北陸地区広域共同防災協議会」（以下「本協議会」という。）を設立する。

2. 本協議会の組織、運営等については、全ての構成事業所が出席する本協議会の設立総会において、その決議により「北陸地区広域共同防災協議会規則」（以下「本協議会規則」という。）を採択するものとし、本協議会規則に則って設置・運営するものとする。

（広域共同防災規程）

第4条 本協議会は、石災法第19条の2第3項に基づき、本区域にかかる「北陸地区広域共同防災規程」（以下「広域共同防災規程」という。）を定める。

2. 各構成事業所は、広域共同防災規程を遵守する。

(防災資機材の備付等)

第 5 条 石災法等の定めに従い、本協議会は、本協議会規則に定める防災資機材（以下「本資機材」という。）を備え、別表-1 にある日本海石油株式会社 富山製油所構内に配備するものとする。その具体的な所有形態その他は、本協議会規則において定めるものとする。

(防災要員の配置)

第 6 条 前条に定める本資機材の設定および本資機材の操作に必要な防災要員については、別途、広域共同防災規程に定める。

(費用の種類)

第 7 条 本防災組織の運営に関わる費用の種類は、次のとおりとする。

(1) 運 営 費 : 本資機材及び本協議会運営等に伴う費用

(2) 年 会 費 : 本協議会総会等の会議費用

2. 前項に定める費用の詳細は別途本協議会規則に定める。

(費用負担割合)

第 8 条 前条に定める各費用は、次の算定方法により各協定会社が負担するものとし、その負担割合は、別途本協議会規則に定める。

(1) 運営費にかかわる費用負担割合については、それぞれの本主要資機材毎に、容量、能力等レンジを定め、構成事業所の費用負担割合を以下のようにする。

① 当該本主要資機材を使用する事業所数により 85%

② 当該本主要資機材を適用するタンク基数により 15%

(2) 年会費は、全構成事業所の頭割り均等負担とする。

2. 前項に定める各費用の具体的負担割合は、本協議会で協議の上、これを決定するものとする。

(費用の精算)

第 9 条 第 7 条各費用の精算については別途本協議会規則の定めに従うものとする。

(支払等)

第 10 条 各負担金の支払方法は別途本協議会規則の定めに従うものとする。

(訓練時の費用負担)

第 11 条 訓練のため出動した場合の費用は、訓練を行った構成事業所が原則として負担する。ただし、本協議会規則に定める事項に関する訓練については、協議会が負担することとする。

なお、費用の具体的な請求方法については、本協議会規則に定める。

(災害時の費用負担)

第 12 条 災害出動により消耗又は破損した本資機材の補償、搬送に係る費用、その他の補償等については、発災した構成事業所の負担とする。発災した構成事業所から出動待機の要請を受けた場合も、これに掛る費用は当該構成事業所の負担とする。

(費用の変更)

第 13 条 構成事業所の入退会がある場合及び保有タンクの状況の変動等により、配備する防災資機材に変更が生じる場合は、本協議会規則の定めにより、費用の変更を行う。

2. 構成事業所の保有タンクの状況については本協議会規則の定めによる。

(会計及び監査)

第 14 条 会計及び監査については、関係法令及び本協議会規則の定めによる。

(加入脱退)

第 15 条 広域共同防災組織への加入脱退に関しては、本協議会規則の定めによる。



(効 力)

第16条 本協定は、締結日より効力を有することとする。

2. 構成事業所に増減ある場合は、本協定は、その都度締結する。

(守秘義務)

第17条 協定会社は、本防災組織の運営を通じて知りえた他の協定会社およびその構成事業所の施設その他に関する営業上・技術上の秘密情報を第1条に定める目的以外のために使用してはならず、また、これを公開し、若しくは第三者に対し開示してはならない。ただし、次の各号に該当する情報に関しては、この限りでない。

- (1) 知得した時点で既に公知であった情報
- (2) 知得した後に、知得した当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった情報
- (3) 正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく知得した情報
- (4) 裁判所その他の公的機関から法令の根拠に基づき開示を強制された情報

(承 継)

第18条 本協議会が設立されるまでの間に協定会社が第三者と合併し或いはその構成事業所若しくは本協定に係る部分を他の会社に譲渡する際には、この協定を当該第三者に承継させなければならない。なお、本協議会が設立された後は、承継に関する事項は、本協議会規則の定めによる。

(協 議)

第19条 本協定に定めなき事項については、協定会社は協議の上、誠意をもって解決するものとする。

本協定成立の証として本協定書5部を作成し、全事業所構成会社または構成事業所それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成19年2月21日

新潟石油共同備蓄株式会社新潟事業所

常務取締役所長 本郷 治

東北電力株式会社東新潟火力発電所

執行役員所長 阿部 勝男

日本海石油株式会社富山製油所

取締役所長 吉原 博雄

北陸電力株式会社

支配人火力部長 赤丸 準一

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

契約担当役

資源備蓄本部長 半左 憲二

別表－1 広域共同防災組織の編成

構成事業所	
名 称	住 所
新潟石油共同備蓄株式会社 新潟事業所	新潟県北蒲原郡聖籠町東港一丁目 1-176
東北電力株式会社 東新潟火力発電所	新潟県北蒲原郡聖籠町東港一丁目 1-155
日本海石油株式会社 富山製油所	富山県富山市四方北窪字前島平均 500 番地
北陸電力株式会社 富山新港火力発電所	富山県射水市堀江千石 1 番地
北陸電力株式会社 福井火力発電所	福井県坂井市三国町新保 57-1-6
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 福井国家石油備蓄基地	福井県福井市石新保町 38 字臨海 1 番

## 29. 大容量泡放射システムを配備する広域共同防災組織間の 相互応援に関する協定書

北海道地区広域共同防災協議会、第二地区（東北）広域共同防災協議会、常盤地区広域共同防災協議会、京葉臨海中部地区共同防災協議会、神奈川・静岡地区広域共同防災協議会、北陸地区広域共同防災協議会、中京地区広域共同防災協議会、大阪・和歌山広域共同防災協議会、瀬戸内地区広域共同防災協議会、西中国・北部九州地区広域共同防災協議会、南九州広域共同防災協議会、沖縄地区広域共同防災協議会（これら協議会を以下「協議会」という。）は、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第19条の2に基づいて配備した大容量泡放射システムを広域共同防災組織間において相互に応援するにあたって、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 協議会は、石災法及び同関係政省令（以下、「石災法等」と総称する。）に基づいて配備した大容量泡放射システム及び防災要員について、自らの協議会内で特段の支障がない条件下においては、本協定に基づき応援活動を行う。

### （広域共同防災相互応援規程）

第2条 本協定の運用のため、協議会により「広域共同防災相互応援規程」を定める。

2 各協議会は、「広域共同防災相互応援規程」を遵守する。

### （広域共同防災協議会連絡会の設置）

第3条 本協定及び本協定に基づく体制を維持するため、協議会による「広域共同防災協議会連絡会（以下、「連絡会」という。）」を設置する。

2 連絡会は会長協議会を協議会から持ち回りで選出する。

3 会長協議会は連絡会にて以下の調整を行う。なお、詳細は別途定める。

（1）本協定及び「広域共同防災相互応援規程」の維持改善に関わる調整

（2）本協定及び「広域共同防災相互応援規程」に関し、協議会間による協議が必要な事項が発生した場合の調整

### （災害出動時の費用負担）

第4条 災害出動により消耗又は破損した本資機材の補償、搬送にかかる費用、その他の補償等については、応援出動を要請した協議会側の負担とする。また、出動待機時の要請を受けた場合も、出動準備等に関わる費用は応援出動を要請した協議会側の負担とする。

### （守秘義務）

第5条 協議会及び協議会を構成する各事業所は、本協定の運用を通じて知り得た他の協議会及びその構成事業所の施設その他に関する営業上・技術上の秘密情報

を第1条に定める目的以外のために使用してはならず、また、これを公開し、若しくは第3者に対し開示してはならない。ただし、次の各号に該当する情報に冠しては、この限りではない。ただし、次の各号に該当する情報に関しては、この限りではない。

- (1) 知得した時点で既に公知であった情報
- (2) 知得した後に、知得した当事者の責に期すべき事由によらずして公知となった情報
- (3) 正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく知得した情報
- (4) 裁判所その他の公的機関から法令の根拠に基づき開示を強制された情報

(協 議)

第6条 本協定に定めなき事項及び解釈に疑義が生じた場合は、協議会は、協議の上、誠意を持って解決するものとする。

(効 力)

第7条 本協定は、平成22年2月1日より効力を有する。

- 2 本協定の有効期限は1年とし、3か月前までに各協議会から申し出がない場合は自動的に延長されるものとする。

(改 廃)

第8条 協定書の改廃は全協議会の合意に基づいて行う。

本協定成立の証として本協定書12部を作成し、全協議会それぞれ記名捺印の上、各協議会がその各1通を保管する。

平成22年2月1日

北海道地区広域共同防災協議会	会長	後藤 秀美
二地区（東北）広域共同防災協議会	会長	堅田 耕二
常盤地区広域共同防災協議会	会長	古山 富夫
京葉臨海中部地区共同防災協議会	会長	水田 清継
神奈川・静岡地区広域共同防災協議会	会長	前原 義彦
北陸地区広域共同防災協議会	会長	吉原 博雄
中京地区広域共同防災協議会	会長	北村 健太郎
大阪・和歌山広域共同防災協議会	会長	忍田 康彦
瀬戸内地区広域共同防災協議会	会長	生野 隆士
西中国・北部九州地区広域共同防災協議会	会長	中島 茂樹
南九州広域共同防災協議会	会長	丸岡 隆
沖縄地区広域共同防災協議会	会長	小河 久俊

## 30. 災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局企画部長と、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建築部長、大阪府土木部長、兵庫県土木整備部長、奈良県土木部長および和歌山県土木整備部長（以下、「構成機関」という。）は、各構成機関が管理する公共施設に災害発生し又はその恐れがある場合（以下、「災害が発生した場合という。」）の応援をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを締結する。

### （目的）

第1条 この申し合わせは、災害が発生した場合、近畿地方整備局及び各構成機関が連携することにより初動時の情報収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

### （応援の内容）

第2条 応援の内容は、以下の業務とする。

- 一 被害情報の収集・伝達
- 二 災害応急復旧
- 三 二次災害の防止
- 四 その他必要と認められる事項

### （被害情報の収集・伝達）

第3条 災害が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

- 2 近畿地方整備局及び各構成機関は、予め連絡体制を共有しておくものとする。

### （応援の要請）

第4条 災害が発生した場合は、必要に応じ各構成機関は、近畿地方整備局企画部へ口等または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 近畿地方整備局企画部は、前項の要請を受け応援を行う場合は、当該構成機関に  
応援する旨を口等または電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

### （応援の実施）

第5条 近畿地方整備局は、第2条の応援にあたり各構成機関からの応援要請に対して、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

2 近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材は、別表「災害対策用機材一覧表」によるものとする。

なお、変更が生じた場合は、年度当初に近畿地方整備局から報告を行う。

(要請によらない応援)

第6条 災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条1項の要請をまっついとまがないと認められるときは、近畿地方整備局は第2条一項の規定に関し独自の判断で応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えるとともに、文書により応援内容を通知する。

(費用負担)

第7条 要請に基づく応援に要する費用は、原則として要請を行った各構成機関の負担とする。

(その他)

第8条 この申し合わせに定めのない事項に関しては、その都度協議するものとする。

平成17年 6月 14日

国土交通省近畿地方整備局企画部長

福井県土木部長

滋賀県土木交通部長

京都府土木建築部長

大阪府土木部長

兵庫県土木整備部長

奈良県土木部長

和歌山県土木整備部長

平成24年度 近畿地方整備局 災害対策用資機材一覧

配置事務所	機材名	規格
福井河川国道事務所	対策本部車	バス型 4×4D
	対策本部車	拡幅型 4×4D
	排水ポンプ車	45m <sup>3</sup> /min 自走式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式 照明付
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	150m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	25kVA 4×4D
	照明車	25kVA 4×4D LED
	衛星通信車	中型 4×4D
福知山河川国道事務所	対策本部車	バス型 4×4D
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水力タービン式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水力タービン式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	25kVA Wキャブ 4×4D LED
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	土のう造成機	400袋/h
	対策本部車	バス型 4×4D
	照明車	25kVA
	拡幅型 4×4	
京都市道事務所	対策本部車	バス型 4×4D
	照明車	25kVA
	拡幅型 4×4	
	排水ポンプ車	45m <sup>3</sup> /min 自走式
	排水ポンプ車	60m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	20kVA 2kW×6灯
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	衛星通信車	小型 4×4G
	土のう造成機	200袋/h 可搬式
大和川河川事務所	土のう造成機	400袋/h 可搬式
	水陸両用車	履帯式
	対策本部車	バス型 4×4D
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	土のう造成機	400袋/h 可搬式
	対策本部車	バス型 4×4D
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	25kVA 4×4D
猪名川河川事務所	対策本部車	バス型 4×4D
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	25kVA 4×4D
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	対策本部車	バス型 4×4D
	照明車	20kVA 4×4D LED
	対策本部車	バス型 4×4D
	排水ポンプ車	60m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
豊岡河川国道事務所	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	25kVA Wキャブ 4×4D LED
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	衛星通信車	小型 4×4G
	土のう造成機	400袋/h 可搬式

配置事務所	機材名	規格
姫路河川国道事務所	対策本部車	バス型 4×4D
	対策本部車	拡幅型 4×4D
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	20kVA 2kW×6灯
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	衛星通信車	小型 4×4G
	土のう造成機	400袋/h
	対策本部車	拡幅型 4×4D
兵庫国道事務所	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	対策本部車	バス型 4×2D
	照明車	13kVA 4×4
	対策本部車	バス型 4×2D
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 自走式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	60m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	25kVA 4×4
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	土のう造成機	200袋/h
和歌山河川国道事務所	対策本部車	バス型 4×4D
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	60m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	25kVA 4×4 Wキャブ
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	衛星通信車	中型 4×4D
	対策本部車	バス型 4×4D
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水力タービン式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水力タービン式
	照明車	25kVA 4×4D
木津川上流河川事務所	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付10m級2柱式
	対策本部車	拡幅型
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式 高揚程
	排水ポンプ車	30m <sup>3</sup> /min 水中ポンプ式
	照明車	2kW×6灯 4×4 カメラ装置付
	照明車	2kW×6灯 カメラ装置付
	衛星通信車	小型 4×4G
	衛星通信車	小型 4×4G
近畿技術事務所	土のう造成機	400袋/h
	応急組立橋	40m×6m
	応急組立橋	40m×9.5m